

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【事業年度】	第84期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	丸八証券株式会社
【英訳名】	Maruhachi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 卓也
【本店の所在の場所】	名古屋市中区新栄町二丁目4番地
【電話番号】	052(307)0808
【事務連絡者氏名】	財務部長 松本 智博
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区新栄町二丁目4番地
【電話番号】	052(307)0808
【事務連絡者氏名】	財務部長 松本 智博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
営業収益 (百万円)	2,864	2,502	3,262	3,082	3,576
(うち受入手数料)	(1,924)	(1,664)	(2,315)	(2,248)	(2,718)
純営業収益 (百万円)	2,847	2,497	3,258	3,077	3,560
経常利益 (百万円)	452	129	768	599	1,006
当期純利益 (百万円)	288	62	517	392	684
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	3,751	3,751	3,751	3,751	3,751
発行済株式総数 (千株)	4,042	4,042	4,042	4,042	4,042
純資産額 (百万円)	7,449	7,354	7,832	7,593	8,208
総資産額 (百万円)	9,700	9,288	11,326	9,917	12,446
1株当たり純資産額 (円)	1,866.51	1,842.73	1,962.41	1,902.64	2,056.71
1株当たり配当額 (円)	40.00	30.00	80.00	60.00	100.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	72.37	15.68	129.74	98.28	171.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	76.8	79.2	69.1	76.6	65.9
自己資本利益率 (%)	3.9	0.8	6.8	5.1	8.7
株価収益率 (倍)	20.03	89.59	12.88	16.11	10.13
配当性向 (%)	55.3	191.3	61.7	61.1	58.3
純資産配当率 (%)	2.2	1.6	4.2	3.1	5.1
自己資本規制比率 (%)	832.7	694.2	731.9	620.2	607.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	234	69	1,628	35	1,079
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	304	1,023	526	495	50
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	199	159	119	319	239
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	3,856	2,743	3,725	2,875	3,665
従業員数 (名)	145	143	139	139	138
株主総利回り (%)	121.8	120.6	148.9	146.6	167.4
(比較指標：東証業種別株 価指数) (%)	(97.0)	(91.3)	(160.2)	(149.1)	(199.6)
最高株価 (円)	1,682	1,462	1,947	1,770	1,899
最低株価 (円)	1,151	1,280	1,261	1,227	1,420

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 上記の比率は以下の算式により算出しております。
- ・自己資本比率 =
$$\frac{\text{純資産合計(資本合計)}}{\text{負債} + \text{純資産合計(資本合計)}} \times 100(\%)$$
 - ・自己資本利益率 =
$$\frac{\text{当期純利益}}{(\text{当期首純資産合計(資本合計)} + \text{当期末純資産合計(資本合計)}) \div 2} \times 100(\%)$$
 - ・純資産配当率 =
$$\frac{\text{配当金総額}}{(\text{当期首純資産合計(資本合計)} + \text{当期末純資産合計(資本合計)}) \div 2} \times 100(\%)$$
 - ・自己資本規制比率は金融商品取引法の規定に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 比較指標である東証業種別株価指数は証券・商品先物取引業の指数を使用しております。
6. 最高株価および最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
7. 第82期の1株当たり配当額80円には、設立80周年記念配当20円を含んでおります。

2【沿革】

年月日	概要
1944年3月30日	企業整備法に基づき赤座株式会社（1936年2月創業）を改組し、丸八証券株式会社（資本金30万円）を設立
1948年9月16日	証券取引法に基づく証券業者として登録
1949年4月1日	名古屋証券取引所設立に伴い、正会員となる
1966年5月2日	旧一色証券より営業権の譲受け
1966年10月1日	旧都築証券より営業権の譲受け
1967年8月1日	旧幡豆証券より営業権の譲受け
1968年4月1日	免許制に移行 証券取引法に基づく第1号、2号、4号免許取得
1982年11月29日	累積投資業務に係る代理業務の兼業承認を受ける
1984年10月2日	証券投資信託受益証券の収益金、償還金および一部解約金支払いの代理業務の兼業承認を受ける
1987年3月6日	証券取引法に基づく第3号免許を取得
1988年5月23日	東京証券取引所正会員となる
1988年10月31日	抵当証券の販売の媒介および保管業務の兼業承認を受ける
1998年12月1日	証券取引法の改正による証券業の登録をする
2002年6月28日	資本金を30億円に増資
2004年11月22日	日本証券業協会に株式を店頭登録
2004年12月13日	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年3月8日	転換社債の株式転換により、資本金32億39百万円となる
2005年5月10日	転換社債の株式転換により、資本金32億51百万円となる
2007年9月30日	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録を受ける
2008年11月1日	エース証券株式会社と業務提携契約を締結
2010年2月8日	本社を名古屋市中区栄から名古屋市中区新栄町に移転
2010年4月1日	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場
2011年3月31日	転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の権利行使による新株の発行により、資本金36億76百万円となる エース証券株式会社の子会社となる
2013年5月24日	転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の権利行使による新株の発行により、資本金37億51百万円となる
2013年7月16日	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2021年4月16日	エース証券株式会社の株式を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が公開買付けで取得したことにより、同社の子会社となる
2021年11月15日	エース証券株式会社の保有する当社の株式を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が取得したことにより、親会社は同社の1社のみとなる
2022年4月4日	東京証券取引所の市場区分見直しにより東京証券取引所スタンダード市場に株式を移行

3【事業の内容】

当社の事業は、金融商品取引業を中核とする「投資・金融サービス業」を主な事業の内容とし、顧客に対して資産運用の幅広いサービスを提供しております。

主要業務としては、次の業務を営んでおります。

1. 「有価証券の売買」

自己の計算により有価証券の売買（トレーディング業務を含む。）を行う業務であります。

2. 「有価証券の媒介、取次ぎまたは代理」

顧客の委託を受けて有価証券の売買を執行することを中心とする業務であります。

3. 「有価証券の引受けおよび売出し」

有価証券の発行に際し売出しの目的をもって発行者からその全部または一部を取得し、または、既発行有価証券を広く一般に均一の条件で売出す業務であります。

4. 「有価証券の募集および売出しの取扱い」

有価証券の発行者または所有者もしくは引受人の委託を受け、新たに発行される有価証券の募集を取扱ったり、既発行有価証券について広く一般に売出す業務であります。

5. 「その他金融商品取引業に付随する業務」

その他金融商品取引業に付随する業務として、金融商品取引法第35条に定められた業務であります。

なお、当社は「投資・金融サービス業」という単一の報告セグメントとしております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 または被 所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 東海東京フィナン シャル・ホールディ ングス株式会社	東京都中央区	36,296	持株会社	被所有 43.6	役員の受入...有

(注) 1. 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社は、有価証券報告書を提出しております。

2. 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の議決権の所有割合は50%以下ではありますが、実質支配力基準に基づく親会社に該当しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境および対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は2008年7月に制定した次に掲げる基本理念の実現へ向け業務を展開しております。

「未来の安心のために」

お客様へ 堅実な資産形成と喜びを

株主様へ 永続的な成長と喜びを

従業員へ 考え働く幸福と喜びを

社 会へ 地元愛知への貢献と喜びを

また、基本方針として次の3項目を掲げております。

経営：透明性の高い明確なコーポレート・ガバナンス（企業統治）の確立

営業：お客様を第一に考えた収益の最大化の確立

管理：業務水準の均一化による付加価値向上の確立

(2) 証券市場を取り巻く環境

世界的なインフレ・景気減速懸念と金融引締め継続による市場ボラティリティの高まり

ウクライナ情勢・中東情勢等の地政学リスクによるエネルギー・資源価格の不安定化

労働力不足・最低賃金引上げ等による人件費の上昇と中長期的な収益構造の変化

半導体・AI関連投資拡大による成長分野と非成長分野の業績・株価格差の拡大

東証要請を背景としたROE・資本効率改善と企業の自社株買い・増配による株主還元強化

新NISAおよび企業型DC・iDeCo普及による「貯蓄から資産形成へ」の流れと長期運用資金の市場流入拡大

スマートフォンによるオンライン取引普及による手数料低下圧力

サイバー攻撃の高度化や情報漏洩リスク増大に伴うシステム投資・セキュリティ関連コストの増加

(3) 会社の経営戦略

当社は、2025年度から2027年度までの3ヵ年を対象とした新たな中期経営計画を策定いたしました。本中期経営計画は、当社がお客様と共に発展していくための「進むべき方向」とその「戦略」を示すものとなっております。

(中期経営計画)

経営戦略

前回の中期経営計画で掲げた次の3点の実現を引き続き目指し、展開いたします。

1) 営業基盤の拡大

地域に密着した店舗展開と人員配置により、お客様との対面を中心としたハートフルな対応による満足度向上に努めます。

2) 推進体制の強化

IT、DXの更なる活用を通して、お客様にとっての利便性向上による満足度向上に努めます。

3) 収益構造の安定

社員の資質向上に努め、社員ひとりあたりの生産性向上を図ること、また費用構造の見直しから収益構造の安定化に努めます。

重点施策

1) 資産運用の高度化

2) 資産形成支援の強化

3) 世代間の円滑な資産承継

数値目標

2028年3月末において、次の目標の達成を目指します。

1) 預り資産 360,000百万円

2) 自己資本利益率(ROE) 8.0%

(4) 会社の対処すべき課題

わが国において、2025年12月末時点の個人金融資産は2,351兆円に達しており、新NISA制度の普及・拡充を背景に、資産形成・資産運用の重要性は一層高まっています。一方、国内外におけるマーケット環境は複雑化しており、お客様一人ひとりの状況に応じた「最善の利益の追求」に基づく対応が求められています。

このような状況のもと、当社は地域に密着した対面営業を通じて、

資産性格を鑑みた適切な助言

的確な金融商品の提案

適時投資情報の提供

を行い、お客様の資産形成・資産運用を支援するとともに、企業価値の向上を目指しています。

また、わが国における少子高齢化の進行は、世代間の資産移転の必要性を高めており、相続・贈与を含む資産承継への対応が重要な課題となっています。当社では、「家族サポート証券口座」や「有価証券を活用した贈与スキーム」について、外部専門家と連携しながら助言・支援を行い、課題解決に対応しています。

あわせて、法令等を踏まえたコンプライアンスおよびサイバー攻撃を含むリスク管理態勢の高度化を進めるとともに、お客様の資産および情報を適切に管理する内部管理・ガバナンス体制の一層の充実を図っています。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方および取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、自社のサステナビリティ等について基本的な取組を開示しておりませんが、主に「地元社会への貢献」、「人材の育成・労働環境整備」に取組んでおります。「地元社会への貢献」については総合企画室、「人材の育成・労働環境整備」については総務人事部が主管部署として取組み、取締役会・経営会議に報告しております。

(2) 戦略

地元愛知への貢献

「地元愛知への貢献」は当社の基本理念の1つとなっております。

その実現のため、当社が実施した当事業年度における主な取組は下記のとおりです。

- ・名古屋証券取引所との連携として
協賛セミナー実施
IRエキスポ内で投資セミナーの実施
- ・地方自治体や商工会議所との連携として
金融リテラシー向上・資産形成支援のためのセミナー実施
スポーツイベントへの協賛
地元名産品を当社の販売促進ツールに活用
- ・キャリア教育の支援として
地元中学校向け職場体験学習の実施
「小学生のためのお仕事ノート」学校副教材への協賛
- ・青年会議所が実施するベビーファースト運動への参画
- ・ハンドボールチーム「HC名古屋」のスポンサー契約
- ・名古屋市の歩道橋ネーミングライツパートナー事業への参加

人材の育成・労働環境整備

当社は、お客様の最善の利益の追求を重要事項と位置づけ、中長期での資産形成につながる適切な提案を行うため、人材を重要な資本と考え、社員のスキルアップ支援および労働環境の整備に努めております。

社員のスキルアップ支援として、ファイナンシャル・プランナーおよび相続診断士資格の取得の促進や外部機関による階層別研修の実施の他、自主参加研修制度の導入により、証券知識のみならず、幅広い知識の習得に向け自己研鑽をする環境を整えております。

また、労働環境の整備として、社員の安全と健康のための衛生管理委員会の定期開催やストレスチェックの実施の他、在宅勤務制度や短時間勤務制度の拡充、長時間労働の削減、有給休暇取得促進への取組により、働きやすい労働環境づくりを行っております。

(3) リスク管理

地元社会への貢献、人材の育成については、各取組に要するコスト、社員の習熟状況などを主管部署にて管理しております。

労働環境整備については、法令の遵守状況や労働時間などを総務人事部にて管理しており、定期的に衛生管理委員会、リスク管理委員会に報告しております。

(4) 指標及び目標

社員一人ひとりの専門性を高めるため、全社員に対してファイナンシャル・プランナーおよび相続診断士資格の取得を促進しております。

なお、当事業年度末現在でファイナンシャル・プランナー資格取得率は77.5%、相続診断士資格取得率は79.0%であります。

3【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。なお、ここに記載する項目については当社が現状で認識しているものに限定されており、その全てが網羅されている訳ではありません。当社では、リスク発生の可能性を認識し、発生の回避および発生した場合の影響を最小限とすべく、その対応に努めてまいります。

(1) 主要な事業の前提について

当社は、金融商品取引業者として金融商品取引法第29条に基づく金融商品取引業者の登録（登録番号 東海財務局長（金商）第20号）を受けて金融商品取引業を営んでおります。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項、同第53条第3項、同第54条にて登録の取消しとなる要件が定められており、これに該当した場合、登録の取消しが命じられます。将来何らかの事由により登録等の取消しを命じられた場合には、当社の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社では、現時点においてこれらの取消し事由に該当する事項はないと認識しております。

(2) 金融商品取引法等法令の遵守について

金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令・諸規則等の規制のもと、営業行為を行っております。法令違反等が発生した場合に、訴訟の提起やあっせんの申立て等を受ける、監督当局から行政処分等を受ける等によって、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、毎年度コンプライアンスプログラムを策定し、顧客管理、営業部店の管理・事務指導、情報等の管理、反社会的勢力への対応等、内部管理態勢を整備することにより、法令、諸規則違反や不適切な取引の未然防止、早期発見に取組むなど、健全かつ適切な業務運営を行っております。また、役職員の資質向上を目的とする研修（年1回）や、コンプライアンスに関する研修等の実施により、役職員の倫理観を高め、コンプライアンス意識の向上に努めております。

(3) 自己資本規制比率について

金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、金融商品取引業者の経営の健全性の確保のため、金融商品取引業者は自己資本規制比率を一定以上に維持することを義務づけられております。当該比率が120%を下回った場合、内閣総理大臣は金融商品取引業者に対して、業務方法の変更等を命じ、財産供託その他監督上必要な事項を命じることができ、また、100%を下回った場合には3ヶ月以内の期間、業務の停止を命じることができ、さらに業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ、回復の見込みがないときには金融商品取引業の登録を取り消すことができるとされています。また、金融商品取引業者は、四半期ごとに、この自己資本規制比率を記載した書面を作成し、3ヶ月間、全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならず、これに違反した場合には罰則が科されます。

当社では、日々リスク相当額（金商業等府令第178条第1項各号に規定するものをいう。）を計測の上、内部管理統括責任者へ報告しており、日々モニタリングしております。

（注）自己資本規制比率とは、金融商品取引業者の経営の健全性を測る指標のことです。具体的には、固定化されていない自己資本の額の、保有する有価証券の価格変動その他の理由により発生しうるリスク相当額の合計に対する比率を指します。

(4) 顧客資産の分別管理について

金融商品取引業者は、金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、経営破綻等が生じた場合に顧客資産が適切かつ円滑に返還されるよう、顧客から預託を受けた有価証券および金銭につき、自己の固有財産と分別して管理することが義務づけられております。しかし、分別管理が十分でないと判断された場合には、金融庁長官による行政処分の対象となるほか、刑事罰も科されます。

当社では、上記法令に基づいた社内規程に従い、預託を受けた有価証券および金銭を管理しております。有価証券については、各顧客の持分が直ちに判別できるように当社の帳簿等により管理しております。金銭については、顧客毎の顧客分別金の額および顧客分別金必要額（顧客毎の顧客分別金の額の合計額）を日々算定するとともに、週1日設けた計算基準日（原則金曜日）における顧客分別金必要額を、当社の顧客を元本の受益者とした合同運用指定金銭信託に預託しております。

(5) 金融商品取引業の収益変動リスクについて

国内および海外の株式・債券相場が下落または低迷した場合や為替相場の動向により、流通市場での売買高が減少し、当社の受入手数料等が減少する可能性があります。

当社では、多様な金融商品を取り扱い、相場環境に合わせて、顧客に対して最適な提案に努めております。

(6) トレーディング業務の影響について

当社は自己勘定で株券・債券等のトレーディング業務を行っておりますが、その損益は株式・債券・為替の市況によって大きく変動するため、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、運用限度額、ロスカットルール等について取締役会で定め、またその損益およびポジション状況を毎日経営陣に報告するなど、リスク管理体制を徹底しております。

(7) 資金調達について

当社は現在、自己資金の他、金融機関からの借入によって資金調達を行っておりますが、当社の経営成績および財政状態について信用不安等が広がった場合、著しく高い金利での調達を余儀なくされる、または資金調達が不能になる可能性があります。

当社では、資金管理を日々徹底するとともに、常日頃より取引金融機関と良好な関係を築くことで不測の事態に備えております。

(8) システム関連について

当社または当社の業務委託先が業務上使用する情報システムや回線に、重大な不都合、外部からの不正アクセス、災害等による障害が発生した場合、障害規模によっては当社業務に支障をきたし、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、情報セキュリティ教育を通じて役社員の意識の向上を図るとともに、ソフトウェアの継続的な更新と緊急時の業務執行体制の整備を行うことで、障害発生等のリスクの軽減を図ることを目指しております。

(9) 災害発生時について

当社は本支店が愛知県内に集中していることから、地震、風水害、テロ等の災害の発生およびその恐れがある場合は、その災害地域・規模によっては業務に支障をきたし、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、「事業継続計画（BCP）」に基づき、事業を継続し、かつ重要な業務が中断した場合に速やかに当該事業が再開できるよう体制を構築しております。

(10) 顧客情報の漏洩について

当社は秘匿性の高い個人情報を取り扱っていることから、顧客情報が流出した場合、賠償金の発生や社会的信用の失墜等により、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、顧客情報の保管に関する社内規程等を制定・整備し、その管理には万全を期しております。

(11) 事務リスクについて

当社は多額の金銭を取り扱う関係上、事務処理プロセスで発生する事務ミス、事故、または不正等により損失が発生する可能性があります。

当社では、各種マニュアルの整備や内部通報制度などのコンプライアンス体制の整備強化に努めております。

(12) 信用取引について

信用取引においては、顧客への信用供与が発生し、市場の変動によって顧客の信用リスクが顕在化する可能性があります（取引先等の債務不履行）。株式相場の変動等により、各顧客に追加で担保の差入れを求める場合がありますが、顧客が追加担保の差入れに応じない場合は、ルールに従い、建玉の処分および担保の処分を行うこととなります。株式相場が急激に変動した場合等、顧客に対する立替金を十分回収できない可能性があり、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、顧客との接触回数を増やすことで、適正な投資金額をお守りいただきながら、担保不足による回収不能という不測の事態を防ぐとともに、担当部署による日々のモニタリングによりリスクの最小化に努めております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）のわが国経済は、食料品を中心とする物価上昇の継続や、米国の通商政策を巡る不透明感等が景況感の下押し要因となったものの、企業収益の改善を背景とした賃上げの動きや、政府による各種経済対策等に支えられ、総じて底堅く推移しました。他方、一部地域における地政学的リスクの高まりを背景として、エネルギー価格が不安定な動きを示す場面もあり、今後の国内経済および物価動向への影響については、引き続き注視が必要な状況となっております。

海外経済につきましては、米国の通商政策の影響は総じて限定的なものにとどまる中、米国経済は堅調な個人消費および設備投資を背景に、概ね安定した成長を維持しました。一方、ユーロ圏では、主要国における景気の伸び悩みを背景として、低成長の状況が継続しました。また、アジア地域においては、インド経済が引き続き比較的高い成長率を維持したものの、中国経済は内需の弱さ等を背景に、成長ペースが緩やかに推移しました。

国内株式市場においては、期初に35,900円台で始まった日経平均株価が、米国の通商政策を巡る不透明感等を背景に一時下落する場面が見られました。その後は、政策動向に対する懸念の後退や、AI関連分野への期待感の高まり等を受けて持ち直し、上昇基調で推移しました。期末にかけては、海外情勢の不透明感等を背景に調整局面となり、当事業年度末には51,000円台で取引を終えました。なお、2025年4月から2026年3月までの東証プライム市場における1日当たり平均売買代金は6兆7,015億円となり、前年同期（5兆631億円）を上回りました。

米国株式市場においては、期初に41,800ドル台で始まったダウ平均株価が、通商政策を巡る先行き不透明感等から下落する局面が見られたものの、その後は、堅調な景気動向や企業業績を背景に回復基調で推移しました。期中には史上最高値を付ける場面も見られましたが、期末にかけては地政学的リスクの高まり等を背景に調整し、当事業年度末には46,300ドル台で取引を終えました。

このような状況の下、当社では地域に密着した対面による提案営業をビジネスの柱とし、お客様の最善の利益を追求すべく、国内外の株式、投資信託および債券など、ニーズに合わせた商品ラインナップの拡充を図っております。また、地元企業や自治体の役職員を対象としたセミナーを通じて金融リテラシーの向上を後押しするとともに、将来にわたって安心安全なお取引を続けていただくために「家族サポート証券口座」の取扱いを開始するなど高齢社会において求められるきめ細やかなサービスをご提供することで、地域に根差したお客様本位の業務運営を行っております。

この結果、当事業年度の財政状態および経営成績は、以下のとおりとなりました。

1) 財政状態

当事業年度末の総資産は、2025年3月末（以下、前事業年度末）に比べ25億29百万円増加し124億46百万円、負債は、前事業年度末に比べ19億14百万円増加し42億38百万円、純資産は、前事業年度末に比べ6億14百万円増加し82億8百万円となりました。

2) 経営成績

当事業年度の業績は、営業収益35億76百万円（前期比16.0%増）、純営業収益35億60百万円（同15.7%増）、営業利益7億39百万円（同67.5%増）、経常利益10億6百万円（同68.0%増）、当期純利益6億84百万円（同74.4%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当事業年度末の残高は、前事業年度末に比べ7億89百万円増加し36億65百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、10億79百万円の収入（前期は35百万円の支出）、投資活動によるキャッシュ・フローは、50百万円の支出（前期は4億95百万円の支出）、財務活動によるキャッシュ・フローは、2億39百万円の支出（前期は3億19百万円の支出）となりました。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

1) 財政状態

() 資産

当事業年度末の総資産は、2025年3月末（以下、前事業年度末）に比べ25億29百万円増加し124億46百万円となりました。主に変動した項目としては、「現金及び預金」の13億15百万円増加、「信用取引資産」の11億97百万円増加、「投資有価証券」の4億6百万円増加、「預託金」の3億円増加、「預け金」の5億22百万円減少であります。

() 負債

負債は、前事業年度末に比べ19億14百万円増加し42億38百万円となりました。これは主に、「預り金」が9億1百万円増加、「信用取引負債」が3億10百万円増加、「受入保証金」が2億64百万円増加、「未払法人税等」が2億49百万円増加したことによるものです。

() 純資産

純資産は、前事業年度末に比べ6億14百万円増加し82億8百万円となりました。これは、「当期純利益」により6億84百万円増加、「其他有価証券評価差額金」の変動により1億70百万円増加、「剰余金の配当」により2億39百万円減少したことによるものです。

2) 経営成績

() 受入手数料

当事業年度の受入手数料は、27億18百万円（前期比20.9%増）となりました。その内訳は以下のとおりであります。

(委託手数料)

「委託手数料」は、17億77百万円（同40.7%増）となりました。これは主に、株式の委託手数料が17億57百万円（同42.2%増）となったことによるものです。

(募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料)

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、5億96百万円（同15.6%減）となりました。これは主に、投資信託の販売手数料の減少によるものです。

(その他の受入手数料)

「その他の受入手数料」は、3億44百万円（同23.5%増）となりました。これは主に、投資信託の信託報酬の増加によるものです。

() トレーディング損益

「トレーディング損益」は、7億37百万円（同3.2%増）となりました。これは主に、株券等トレーディング損益の増加によるものです。

() 金融収支

金融収支は、1億4百万円の利益（同8.3%減）となりました。これは、「金融収益」が1億20百万円（同1.5%増）、「金融費用」が16百万円（同229.0%増）となったことによるものです。

() 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、28億20百万円（同7.0%増）となりました。これは主に、「人件費」が1億40百万円増加し15億54百万円（同10.0%増）、「事務費」が25百万円増加し5億49百万円（同4.9%増）、「取引関係費」が22百万円増加し3億46百万円（同6.8%増）となったことによるものです。

() 営業外損益

営業外損益は、2億67百万円の利益（同69.2%増）となりました。これは主に、「投資有価証券売却益」および「受取配当金」によるものです。

() 特別損益

特別損益は、4百万円の損失となりました。これは主に、「金融商品取引責任準備金繰入れ」によるものです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

1) キャッシュ・フローの状況の分析

現金及び現金同等物の当事業年度末の残高は、前事業年度末に比べ7億89百万円増加し36億65百万円となりました。

() 営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、10億79百万円の収入(前期は35百万円の支出)となりました。これは主に、「預り金及び受入保証金の増減額」が11億66百万円、「税引前当期純利益」が10億2百万円、「信用取引資産及び信用取引負債の増減額」が8億86百万円であったことによるものです。

() 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、50百万円の支出(前期は4億95百万円の支出)となりました。これは主に、「投資有価証券の取得による支出」が38億69百万円、「差入保証金の差入による支出」が50百万円、「投資有価証券の売却による収入」が38億86百万円であったことによるものです。

() 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、2億39百万円の支出(前期は3億19百万円の支出)となりました。これは主に、「配当金の支払額」が2億39百万円であったことによるものです。

2) 資本の財源及び資金の流動性について

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は36億65百万円となっており、日常の運転資金としては十分な額を有しております。また、不測の事態に備えるため、当社は取引金融機関6社と当座貸越契約または貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、現在重要な資金の支出の予定はございません。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたりまして、投資有価証券の評価、金融債権にかかる貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損処理などの資産・負債および収益・費用の状況に影響を与える見積りおよび判断については、過去の実績やその時点において入手可能な情報に基づいた合理的と考えられる要因を考慮した上で行っております。多くの不確実な要素が存在する状況において、もっとも適切と考えられる前提条件、情報を通じて実施しておりますが、前提となる客観的な事実や事業環境の変化などにより、見積りと将来の実績が異なる場合があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

経営指標の達成状況

当社は2025年10月に策定しました中期経営計画において、2028年3月末までに預り資産3,600億円、自己資本利益率(ROE)8.0%を目標としております。当事業年度末の預り資産は3,203億円、自己資本利益率(ROE)は8.7%となりました。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は22百万円であり、その主なものは、パソコンの更改等に係る設備投資であります。
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2026年3月31日現在

事業所名	所在地	建物	土地		合計 帳簿価額 (百万円)	従業員 (名)
		帳簿価額 (百万円)	面積(m ²)	帳簿価額 (百万円)		
本店(注)1	名古屋市中区	71	-	-	71	80
西尾支店(注)1	愛知県西尾市	16	-	-	16	21
蒲郡支店(注)1	愛知県蒲郡市	22	-	-	22	9
安城支店(注)1	愛知県安城市	7	-	-	7	10
庄内支店(注)1	名古屋市西区	22	-	-	22	18
合計		139	-	-	139	138

(注)1. 賃借店舗の年間賃借料は、99百万円であります。

2. 上記のほか、器具備品55百万円があります。

3. 「投資・金融サービス」という単一の報告セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月19日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	4,042,970	4,042,970	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	4,042,970	4,042,970		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2018年10月1日 (注)	36,386	4,042	-	3,751	-	320

(注) 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	15	34	9	2	4,872	4,936	-
所有株式数(単元)	-	145	3,695	20,130	98	2	16,313	40,383	4,670
所有株式数の割合(%)	-	0.36	9.15	49.85	0.24	0.00	40.40	100.00	-

(注) 自己株式51,890株は、「個人その他」に518単元および「単元未満株式の状況」に90株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋2丁目5-1	1,741,666	43.63
豊証券株式会社	名古屋市中区栄3丁目7-1	311,300	7.79
野村プロパティーズ株式会社	東京都中央区日本橋本町1丁目7-2	217,700	5.45
中村 吉孝	名古屋市昭和区	200,000	5.01
細川 幸祐	東京都日野市	136,000	3.40
山口 秀明	大阪府豊中市	53,600	1.34
株式会社ファンドクリエーション	東京都千代田区麹町1丁目4	41,200	1.03
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	33,100	0.82
里野 泰則	京都府八幡市	30,600	0.76
丸八証券従業員持株会	名古屋市中区新栄町2丁目4番地 坂種栄ビル 丸八証券株式会社内	29,324	0.73
計		2,794,490	70.01

(注) 1. 自己株式を51,890株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 前事業年度末において主要株主であった中村 吉孝は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 51,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,986,500	39,865	-
単元未満株式	普通株式 4,670	-	-
発行済株式総数	4,042,970	-	-
総株主の議決権	-	39,865	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
丸八証券株式会社	名古屋市中区新栄町 二丁目4番地	51,800	-	51,800	1.28
計	-	51,800	-	51,800	1.28

(注)2026年3月31日現在における当社の保有自己株式数は51,890株であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	20	30,640
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	51,890		51,890	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、企業価値の向上を踏まえた内部留保に配慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。また、内部留保金の用途につきましては、経営体質の強化および今後の事業展開のために使用していく方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度は、当期純利益6億84百万円を計上したことから、配当金につきましては財務状況等を総合的に勘案し、1株当たり100円の配当を実施しました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2026年5月22日 取締役会決議	399,108	100.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

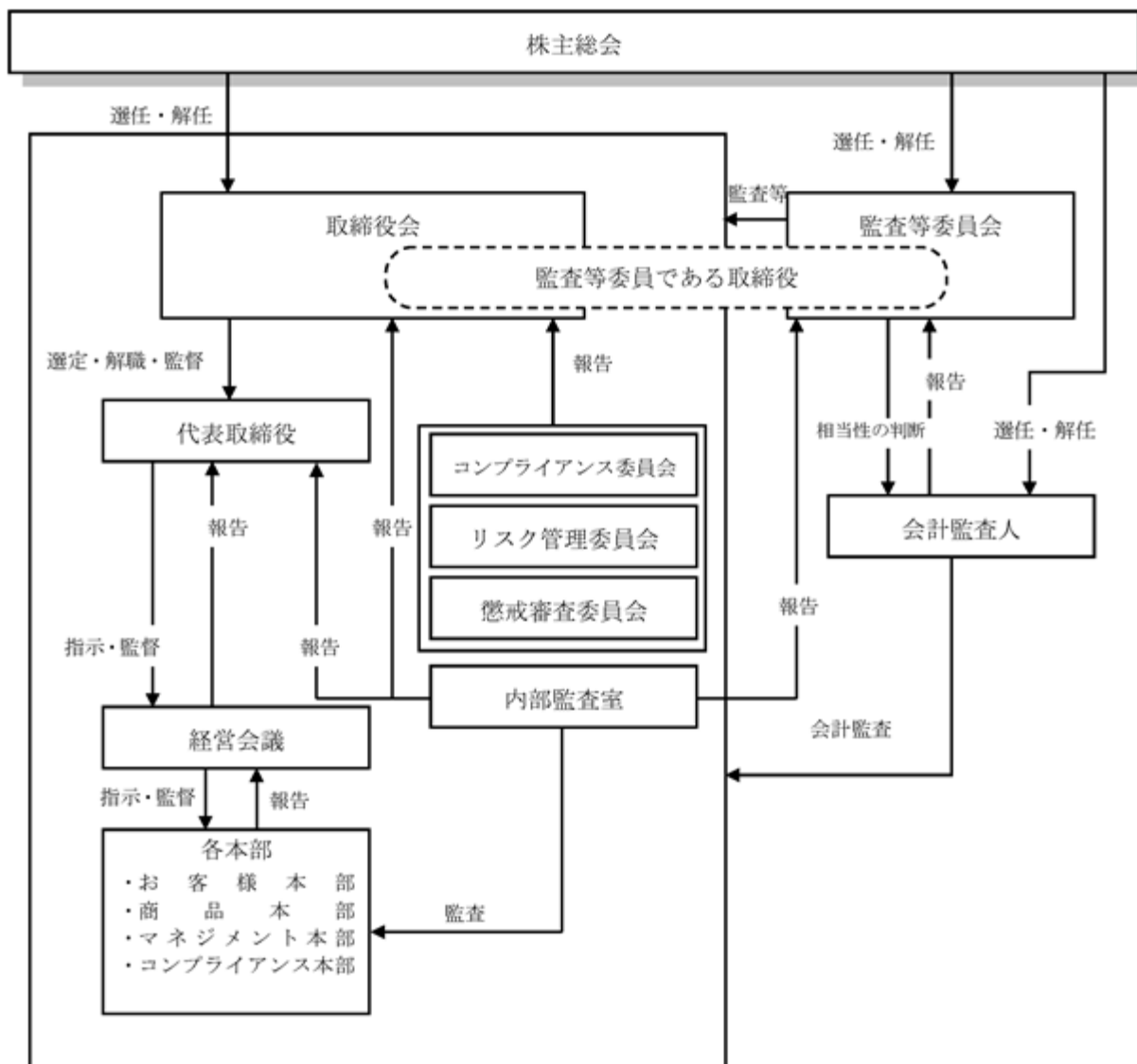
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「未来の安心のために」という経営の基本理念のもと、お客様へは堅実な資産形成と喜びを、株主様へは持続的な成長と喜びを、従業員へは考え働く幸福と喜びを、社会へは地元愛知への貢献と喜びを提供・実現すべく企業活動を行っております。また、経営の基本方針として、透明性の高い明確なコーポレート・ガバナンスの確立を掲げ取り組んでおります。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、企業統治の体制として監査等委員会設置会社を選択しており、また、次の機関・委員会等を設置しております。



取締役会 : 取締役会は、取締役 山田尚武が議長を務め、その他のメンバーは、代表取締役社長 鈴木卓也、代表取締役副社長 鈴木雅人、取締役 中村昭彦、および監査等委員である取締役 鈴木正己・広井幹康・小笠原修文で構成されております。このうち4名が社外取締役であり、取締役の業務を監視できる体制となっております。

取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、原則として月1回開催しております。また、取締役会では、法令および定款に定められた事項ならびに取締役会規程に定められた経営上の重要事項について討議・決議するとともに、業務執行状況を監督しております。

また、取締役会の諮問機関である各種委員会（コンプライアンス委員会・リスク管理委員会・懲戒審査委員会）の協議内容について、適宜報告を受けております。

監査等委員会：監査等委員会は、取締役 鈴木正己が委員長を務め、その他のメンバーは取締役 広井幹康および小笠原修文で構成されております。取締役の業務執行に関して適法性・妥当性等の観点から監査等を実施しております。中立で幅広い視点からの経営監視機能を確保するために、メンバーのうち2名が社外取締役で構成されており、原則として月1回開催しております。

経営会議：経営会議は、経営に関する事項の議論の場としております。マネジメント本部を事務局として、代表取締役社長 鈴木卓也が議長を務め、その他のメンバーは常勤取締役、各本部管掌役員および各本部長で構成しており、オブザーバーとして常勤監査等委員、その他必要に応じて関係者も出席しております。本会議は原則として月1回開催し、重要な事項の協議を行っております。

コンプライアンス委員会：

コンプライアンス委員会は、法令遵守態勢の整備・実行を目的としております。内部管理統括責任者である専務執行役員 平野幹雄を委員長に、常任委員（各本部管掌役員、各本部長、内部監査室長、営業検査室長、お客様相談室長および内部管理部長）、顧問弁護士で構成しており、オブザーバーとして常勤監査等委員等が出席しております。本委員会は原則として月1回開催し、審議の結果を適宜取締役会に報告しております。

リスク管理委員会：

リスク管理委員会は、リスク管理態勢の整備・実行を目的としております。専務執行役員 平野幹雄を委員長に、常任委員（各本部管掌役員、各本部長、内部監査室長、システム管理室長および財務部長）で構成しており、オブザーバーとして常勤監査等委員等の他、議案によっては社外委員として顧問弁護士が出席しております。本委員会は原則として月1回開催し、審議の結果を取締役会へ報告しております。

懲戒審査委員会：

懲戒審査委員会は、当社職員の不祥事や各種法令・諸規則に抵触した行為等に対する審査機能の強化を目的としております。内部管理統括責任者である専務執行役員 平野幹雄を委員長に、常任委員（各本部管掌役員、各本部長、総務人事部長、内部監査室長および営業検査室長）と、審議内容により、当該業務内容等に詳しい役職員および顧問弁護士等を委員長の承認を得たうえでオブザーバーとして出席させております。本委員会は審議の結果を取締役会に報告しております。

2026年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」および「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しております。当該議案が可決されれば、当社の取締役は7名（うち、社外取締役4名）となります。また、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会にて代表取締役および役付取締役の選任が付議される予定です。これらが可決された場合の取締役会および監査等委員会の構成員については、後記「（2）役員の状況」のとおりになります。

企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制および監査等委員会の職務執行のために必要な事項を取締役会で決定し、決定どおりに整備しております。

() 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役および使用人が遵守すべき具体的な行動基準として「倫理綱領」を制定し、基本理念、基本方針、倫理コード、勧誘方針について定める。
- ・ 社外取締役を選任し、経営に対する監視機能を充実させる。
- ・ 「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス遵守を徹底する。
- ・ 社長直轄の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施する。
- ・ 「自主申告制度」ならびに「内部通報制度」等を整備し、違反行為の未然防止、早期発見に努める。
- ・ 反社会的勢力および団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するため、「反社会的勢力に対する基本方針」ならびに「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を整備し、外部専門機関と連携しながら関係を遮断する。

() 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 経営に関する重要文書や重要情報、営業機密情報、個人情報等について、「文書管理規程」、「個人情報の保護に関する規程」、「情報管理規程」および「情報セキュリティポリシー」等を整備して管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ()損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・企業活動に潜在するリスクを識別し、その低減および危険発生の未然防止のためのリスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう規程を整備し、委員会等を設置する。
- ()取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行役員制度により事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。
 - ・取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「懲戒審査委員会」の3つの委員会を設け、法令遵守の状況やリスク管理の状況等について組織横断型の牽制機能を生かしながら監視、監督を行う。
 - ・業務分掌規程、職務権限規程等を整備し、権限および責任の明確化を図る。
- ()当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社および親会社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を策定し、法令等に基づく内部統制の整備、運用および評価をする体制を構築する。
 - ・当社および親会社は、それぞれの会社において連携担当部署を特定し、必要に応じて内部監査を実施し、業務の適正を確保する。
- ()監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を指名する。
 - ・監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲され、取締役（監査等委員である取締役を除く）および他の使用人の指揮命令を受けことなく、独立性を確保するものとする。
- ()取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
 - ・取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および重大な法令・定款違反を発見したときは、法令・社内規程に従い、速やかに監査等委員会に報告をする。
 - ・監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席して意見を述べ、会議等に議題および検討事項を提出する等の権限を有する。また、これらの会議を通じ、業務執行に係る監査等委員会への報告機能を確保する。
 - ・監査等委員は、取締役および重要な使用人、会計監査人、内部監査室等にヒアリングし、業務執行状況について説明を受け、意見交換を行い緊密な連携を保つことにより監査の実効性を確保する。
 - ・監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底する。
- ()監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員会は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について決定する。
 - ・監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
- ()その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会および使用人は、監査等委員会から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供する。
 - ・監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることが出来る。

2) リスク管理体制の整備の状況

- ・当社は、業務執行に係る種々のリスクに関する評価・監視・管理等の重要性を認識し「リスク管理規程」やカテゴリー毎に定めたリスク条項に基づいた包括的なリスク把握に努め、所定事項を取締役に報告しております。
 - ・市場リスクについては、トレーディング取引においてポジション管理を実施するとともに、トレーディング損益をリアルタイムでモニタリングする体制を整備しております。また、社内規程によりロスカットルールを定めており、一定限度額を超える損失の発生を防止しております。
 - ・信用リスクについては、日々計算を行いモニタリングを行っております。
 - ・事務リスクについては、諸規程や業務マニュアルの改訂を適時に行っております。
 - ・その他の諸問題については、営業部門・管理部門双方が連携をとり、合同会議を適時実施しております。
- なお、有事に際しては、代表取締役社長を本部長とした「緊急対策本部」を設置し、指揮命令体系の明確化と危機管理の統括に当ることとしております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

4) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約に係る保険料については、当社が全額を負担しております。

() 当該保険契約の被保険者の範囲

当社の監査等委員を含むすべての取締役

() 当該保険契約の内容の概要

- ・取締役等の個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を補償する。
- ・個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）する場合、この会社補償についても補償する。

() 当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

故意または重大失に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

6) 取締役の定数

当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めており、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨を定款に定めております。

7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

8) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

() 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

() 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議に必要な定足数の確保をより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

10) 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を合計12回開催しており、個々の取締役等の出席状況については以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
鈴木 卓也	12回	11回
鈴木 雅人	10回	10回
中村 昭彦	12回	10回
山田 尚武	12回	12回
鈴木 正己	12回	12回
広井 幹康	12回	12回
小笠原 修文	10回	10回
原田 学	2回	2回
丸山 弘昭	2回	2回

(注) 2025年6月24日の第83期定時株主総会において、原田学および丸山弘昭が退任し、鈴木雅人および小笠原修文が新たに就任いたしました。

取締役会における具体的な検討内容として、法令および定款に定められた事項ならびに取締役会規程に定められた経営上の重要事項等について審議いたしました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

1) 2026年6月19日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりになります。

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	鈴木 卓也	1966年2月24日生	1990年4月 東京証券(現 東海東京証券(株))入社 2007年2月 東海東京証券(株) 瀬戸支店長 2009年10月 同社 ミッドランド・プレミアサロン支店長 2010年4月 同社 ミッドランド・プレミアオフィス部長 2012年4月 同社 京都支店長 2014年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 執行役員ビジネス戦略グループ副担任 兼 ビジネス戦略部長 2015年4月 東海東京証券(株) 執行役員 ダイレクトチャンネル本部長 2016年4月 同社 常務執行役員 営業支援本部長 2017年4月 (株)E T E R N A L 代表取締役会長 2019年4月 東海東京証券(株) 専務執行役員 リテールカンパニー長 2020年5月 同社 専務執行役員 ウェルスマネジメントカンパニー長 2021年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 顧問 2021年6月 当社 顧問 2021年6月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)3	3,700
代表取締役副社長	鈴木 雅人	1966年1月23日生	1988年4月 丸万証券(現 東海東京証券(株))入社 2005年9月 東海東京証券(株) 横須賀支店長 2007年4月 同社 岐阜支店長 兼 投資アドバイザー課長 2009年10月 同社 リテールカンパニー長付部長 2010年4月 同社 ウェルスマネジメント部長 兼 ウェルズ企画Gグループリーダー 2012年4月 同社 岡山支店長 2014年4月 同社 本店プレミア部長 2016年4月 同社 オルクドール一部長 2017年4月 西日本シティTT証券(株) 執行役員 営業本部長 2020年5月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 執行役員 参事 2021年4月 同社 執行役員 戦略企画グループ 提携事業推進担当 2022年4月 同社 執行役員 戦略推進グループ副担任 2022年10月 浜銀TT証券(株) 代表取締役副社長 2025年4月 当社 副社長執行役員 お客様本部・商品本部管掌 2025年6月 当社 代表取締役副社長 お客様本部・商品本部管掌(現任)	(注)3	400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	中村 昭彦	1959年11月21日生	<p>1982年4月 ㈱東海銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2009年5月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行) リテール拠点部(名古屋) 部長(特命担当) 中部エリア支店担当</p> <p>2009年6月 同行 執行役員 中部エリア支店担当 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 中部エリア支店担当</p> <p>2010年5月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行) 執行役員 名古屋営業本部 名古屋営業第二部長</p> <p>2012年5月 同行 常務執行役員 中部エリア支社担当</p> <p>2015年5月 同行 常務執行役員 東日本エリア支社担当並びにトランザクションバンキング本部副本部長 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 受託財産連結事業本部副本部長</p> <p>2016年5月 同行 専務執行役員 東日本エリア支社担当並びにトランザクションバンキング本部副本部長 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 受託財産連結事業本部副本部長</p> <p>2018年5月 ㈱三菱UFJ銀行 副頭取執行役員 中部駐在</p> <p>2018年6月 同行 取締役副頭取執行役員 中部駐在</p> <p>2019年4月 同行 取締役副頭取執行役員 中部駐在 兼 名古屋営業本部長</p> <p>2022年4月 同行 取締役副頭取執行役員</p> <p>2022年6月 同行 常任顧問 中部国際空港㈱ 社外取締役(現任)</p> <p>2023年6月 東邦ガス㈱ 社外監査役(現任)</p> <p>2024年6月 当社 取締役(現任) 東海テレビ放送㈱ 社外監査役(現任) テレビ愛知㈱ 社外取締役(現任)</p> <p>2025年4月 ㈱三菱UFJ銀行 顧問(現任)</p>	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	山田 尚武	1964年8月1日生	1992年4月 名古屋弁護士会(現・愛知県弁護士会) 弁護士登録 1996年4月 しょうぶ法律事務所 開設 2002年4月 社団法人(現・公益社団法人) 名古屋青年会議所専務理事 2008年4月 静岡大学法科大学院教授 2012年4月 愛知県弁護士会副会長 2013年6月 弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表社員(現任) 2015年6月 V Tホールディングス(株) 社外取締役(現任) 2017年9月 リーガルA I(株) 代表取締役(現任) 2020年6月 当社 取締役(現任)	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	鈴木 正己	1968年7月31日生	1987年4月 丸万証券(株)(現 東海東京証券(株)) 入社 2018年4月 東海東京証券(株) コンプライアンス企画部長 兼 企画Gグループリーダー 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 総合リスク・コンプライアンス部付部長 2019年4月 東海東京証券(株) コンプライアンス企画部長 兼 F D推進部 2021年4月 同社 執行役員 コンプライアンス部門長 2023年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 参与 監査部長 2024年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 顧問 2024年6月 当社 顧問 2024年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	600
取締役 (監査等委員)	広井 幹康	1955年9月21日生	1979年4月 (株)東海銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 入社 2003年5月 (株)UFJ銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 五反田法人営業部長 兼 五反田支店長 2004年6月 同行 リテール営業部長 2006年6月 (株)三菱東京UFJ銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 執行役員 証券仲介営業部部長(特命担当) 2008年4月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 監査部長 2010年6月 (株)三菱東京UFJ銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 常勤監査役 2014年6月 東栄(株) 代表取締役社長 2017年6月 (株)エスカ 代表取締役社長 2024年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	小笠原 修文	1972年10月28日生	1998年10月 監査法人伊東会計事務所 入所 2001年 1月 中央青山監査法人 入所(監査法人伊東会計事務所と中央青山監査法人が合併) 2002年 5月 公認会計士登録 2006年 7月 あらた監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) 入所 2017年 7月 PwCあらた有限責任監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) パートナー 2022年 7月 同法人 名古屋事務所長 2024年 8月 小笠原修文公認会計士事務所 代表 (現任) 2024年 9月 ㈱SAKURA CPA Network 代表取締役社長 (現任) 2025年 6月 当社 取締役(監査等委員) (現任)	(注) 5	-
計					4,700

- (注) 1. 取締役 中村昭彦、山田尚武、広井幹康、小笠原修文の4名は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
 委員長 鈴木正己、委員 広井幹康、小笠原修文
 なお、鈴木正己は常勤の監査等委員であります。
3. 2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2024年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 前任者の辞任に伴う就任であるため、当社の定款の定めにより、前任者の任期満了の時まで(前任者の任期は2024年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間)

2) 2026年6月24日開催予定の定時株主総会の議案(決議議案)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」および「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該決議が可決されますと、当社の役員の状況およびその任期は以下のとおりとなる予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会後の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しています。

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	鈴木 卓也	1966年2月24日生	1990年4月 東京証券(株)(現 東海東京証券(株))入社 2007年2月 東海東京証券(株) 瀬戸支店長 2009年10月 同社 ミッドランド・プレミア サロン支店長 2010年4月 同社 ミッドランド・プレミア オフィス部長 2012年4月 同社 京都支店長 2014年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 執行役員ビジネス戦略グループ副担任 兼 ビジネス戦略部長 2015年4月 東海東京証券(株) 執行役員 ダイレクトチャネル本部長 2016年4月 同社 常務執行役員 営業支援本部長 2017年4月 (株)E T E R N A L 代表取締役会長 2019年4月 東海東京証券(株) 専務執行役員 リテールカンパニー長 2020年5月 同社 専務執行役員 ウェルスマネジメントカンパニー長 2021年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 顧問 2021年6月 当社 顧問 2021年6月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)3	3,700
代表取締役副社長	鈴木 雅人	1966年1月23日生	1988年4月 丸万証券(株)(現 東海東京証券(株))入社 2005年9月 東海東京証券(株) 横須賀支店長 2007年4月 同社 岐阜支店長 兼 投資アドバイザー課長 2009年10月 同社 リテールカンパニー長付部長 2010年4月 同社 ウェルスマネジメント部長 兼 ウェルス企画Gグループリーダー 2012年4月 同社 岡山支店長 2014年4月 同社 本店プレミア部長 2016年4月 同社 オルクドールー部長 2017年4月 西日本シティT T証券(株) 執行役員 営業本部長 2020年5月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 執行役員 参事 2021年4月 同社 執行役員 戦略企画グループ 提携事業推進担当 2022年4月 同社 執行役員 戦略推進グループ副担任 2022年10月 浜銀T T証券(株) 代表取締役副社長 2025年4月 当社 副社長執行役員 お客様本部・商品本部管掌 2025年6月 当社 代表取締役副社長 お客様本部・商品本部管掌(現任)	(注)3	400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	中村 昭彦	1959年11月21日生	<p>1982年4月 ㈱東海銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2009年5月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行) リテール拠点部(名古屋) 部長(特命担当) 中部エリア支店担当</p> <p>2009年6月 同行 執行役員 中部エリア支店担当 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 中部エリア支店担当</p> <p>2010年5月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行) 執行役員 名古屋営業本部 名古屋営業第二部長</p> <p>2012年5月 同行 常務執行役員 中部エリア支社担当</p> <p>2015年5月 同行 常務執行役員 東日本エリア支社担当並びにトランザクションバンキング本部副本部長 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 受託財産連結事業本部副本部長</p> <p>2016年5月 同行 専務執行役員 東日本エリア支社担当並びにトランザクションバンキング本部副本部長 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 受託財産連結事業本部副本部長</p> <p>2018年5月 ㈱三菱UFJ銀行 副頭取執行役員 中部駐在</p> <p>2018年6月 同行 取締役副頭取執行役員 中部駐在</p> <p>2019年4月 同行 取締役副頭取執行役員 中部駐在 兼 名古屋営業本部長</p> <p>2022年4月 同行 取締役副頭取執行役員</p> <p>2022年6月 同行 常任顧問 中部国際空港㈱ 社外取締役(現任)</p> <p>2023年6月 東邦ガス㈱ 社外監査役(現任)</p> <p>2024年6月 当社 取締役(現任) 東海テレビ放送㈱ 社外監査役(現任) テレビ愛知㈱ 社外取締役(現任)</p> <p>2025年4月 ㈱三菱UFJ銀行 顧問(現任)</p>	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	山田 尚武	1964年8月1日生	1992年4月 名古屋弁護士会(現・愛知県弁護士会)弁護士登録 1996年4月 しょうぶ法律事務所 開設 2002年4月 社団法人(現・公益社団法人)名古屋青年会議所専務理事 2008年4月 静岡大学法科大学院教授 2012年4月 愛知県弁護士会副会長 2013年6月 弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表社員(現任) 2015年6月 V Tホールディングス(株) 社外取締役(現任) 2017年9月 リーガルA I(株) 代表取締役(現任) 2020年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	鈴木 正己	1968年7月31日生	1987年4月 丸万証券(株)(現 東海東京証券(株))入社 2018年4月 東海東京証券(株) コンプライアンス企画部長 兼 企画Gグループリーダー 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 総合リスク・コンプライアンス部付部長 2019年4月 東海東京証券(株) コンプライアンス企画部長 兼 F D推進部 2021年4月 同社 執行役員 コンプライアンス部門長 2023年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 参与 監査部長 2024年4月 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 顧問 2024年6月 当社 顧問 2024年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	600
取締役 (監査等委員)	広井 幹康	1955年9月21日生	1979年4月 (株)東海銀行(現 (株)三菱UFJ銀行)入社 2003年5月 (株)UFJ銀行(現 (株)三菱UFJ銀行)五反田法人営業部長 兼 五反田支店長 2004年6月 同行 リテール営業部長 2006年6月 (株)三菱東京UFJ銀行(現 (株)三菱UFJ銀行)執行役員 証券仲介営業部部長(特命担当) 2008年4月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 監査部長 2010年6月 (株)三菱東京UFJ銀行(現 (株)三菱UFJ銀行)常勤監査役 2014年6月 東栄(株) 代表取締役社長 2017年6月 (株)エスカ 代表取締役社長 2024年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	小笠原 修文	1972年10月28日生	1998年10月 監査法人伊東会計事務所 入所 2001年1月 中央青山監査法人 入所(監査法人伊東会計事務所と中央青山監査法人が合併) 2002年5月 公認会計士登録 2006年7月 あらた監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) 入所 2017年7月 PwCあらた有限責任監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) パートナー 2022年7月 同法人 名古屋事務所長 2024年8月 小笠原修文公認会計士事務所 代表 (現任) 2024年9月 ㈱SAKURA CPA Network 代表取締役社長 (現任) 2025年6月 当社 取締役(監査等委員) (現任)	(注) 4	-
計					4,700

(注) 1. 取締役 中村昭彦、山田尚武、広井幹康、小笠原修文の4名は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 鈴木正己、委員 広井幹康、小笠原修文

なお、鈴木正己は常勤の監査等委員であります。

3. 2026年6月24日開催予定の定時株主総会の終結の時から1年間

4. 2026年6月24日開催予定の定時株主総会の終結の時から2年間

社外役員の状況

2026年6月19日（有価証券報告書提出日）現在の当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、その選任にあたっては、多様化しつつある経営環境に対応するため、高度な知識と専門性を持ち、特別な利害関係がなく、独立性の高い者としております。また、社外取締役のうち少なくとも1名は、金融商品取引所の定める独立役員要件を満たすようにしております。

社外取締役は、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識および長年の豊富な経験・見識を活かした監督または監査、および助言・提言を実施しており、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

社外取締役 中村昭彦と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。中村取締役は、長年にわたり金融機関の経営に携わり、金融に関する豊富な経験、知識を有しております。株式会社三菱UFJ銀行の顧問であります。当社と同社との間の取引は軽微であり利害関係に影響はありません。他に、東邦ガス株式会社および東海テレビ放送株式会社等の社外監査役であり、中部国際空港株式会社およびテレビ愛知株式会社等の社外取締役であります。当社と各社との間に特別な利害関係はありません。また、金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。中村取締役は2026年3月31日現在で当社の株式は所有していません。

社外取締役 山田尚武と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。山田取締役は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しております。弁護士法人しょうぶ法律事務所の代表社員、リーガルAI株式会社の代表取締役であり、VTホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各社との間に特別な利害関係はありません。また、金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。山田取締役は2026年3月31日現在で当社の株式は所有していません。

社外取締役（監査等委員）広井幹康と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。広井取締役は、金融業界での豊富な実務経験や知見に加え、取締役および監査役としての豊富な経験を有しております。また、金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。広井取締役は2026年3月31日現在で当社の株式は所有していません。

社外取締役（監査等委員）小笠原修文と当社との間で、独立性を損なうような事情はなく、特別な利害関係もありません。小笠原取締役は、小笠原修文公認会計士事務所の代表および株式会社SAKURA CPA Networkの代表取締役社長であります。当社と各社との間に特別な利害関係はありません。また、金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしており、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。小笠原取締役は2026年3月31日現在で当社の株式は所有していません。

なお、2026年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議議案）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」および「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しております。当該議案が可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として中村昭彦および山田尚武が再任、監査等委員である取締役として広井幹康および小笠原修文が再任されて当社の社外取締役は4名となります。

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において、常勤監査等委員から業務監査の状況、重要会議の内容、閲覧した重要書類等の概要につき報告を受けるなど、十分に意思疎通を図っております。また、会計監査人から監査計画および監査結果等、内部監査部門から業務監査結果等の説明を受けるため、四半期ごとに、また必要に応じて、情報・意見交換の場を設けております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名のうち2名が社外取締役で構成されており、社外取締役小笠原修文は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお、2026年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役3名の選任の件」を提案しており、当該議案が可決されれば、監査等委員会は引き続き3名の監査等委員である取締役のうち2名は社外取締役に構成されることになります。

監査等委員会は、公正で客観的な監査を行うことを目的に、原則毎月1回、必要に応じて臨時で開催しております。また、常勤監査等委員は、取締役会への出席や業務・財産の状況の調査、重要書類の閲覧等を通じ、経営に関する重要な意思決定過程および業務の執行状況の把握に努めております。

また、会計監査人との間で会計監査の計画を確認するとともに、中間期末ならびに期末にレビューまたは監査結果の報告を受けております。

当事業年度において当社は監査等委員会を合計14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
鈴木 正己	14回	14回
広井 幹康	14回	14回
小笠原 修文	10回	10回
丸山 弘昭	4回	4回

(注) 2025年6月24日の第83期定時株主総会において、丸山弘昭が退任し、小笠原修文が新たに就任いたしました。

監査等委員会において、監査方針や監査計画の策定、会計監査人の選任・報酬に関する同意、監査報告書の作成、定時株主総会の議案・書類等の適正性などについて審議いたしました。

内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の内部監査室（1名）を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施して監査結果を社長、取締役会および監査等委員会に報告しております。本支店の社内検査については、営業検査室が外部の機関と合同で行っており、その結果については、コンプライアンス委員会および取締役会に報告をしております。

また、内部監査室は、監査等委員会および会計監査人との間で定期的に情報交換を行うとともに、内部統制の評価結果の状況について代表取締役社長へ報告しております。

会計監査の状況

1) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2) 継続監査期間

18年間

3) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 伊加井 真弓

指定有限責任社員 業務執行社員 刀禰 哲朗

4) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他8名であります。

5) 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の品質管理体制、独立性に関する状況、監査の実施体制および監査報酬の見積額についての書面を入手し、質問等を通じて選定します。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要性に応じて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人について会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6) 監査等委員会による監査法人の評価

会計監査人の評価を行う際には、品質管理の状況、職業倫理および独立性確保に向けた施策、職務執行体制、期中会計監査の実施状況、監査報酬の水準を考慮すべき事項とし、これらを総合的に勘案し判断することとしております。

監査報酬の内容等

1) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
25,500	1,800	25,500	1,800

当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

2) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(EY税理士法人)に対する報酬(上記1)を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	1,670	-	945

当社における非監査業務の内容は、米国適格仲介人制度等に関する業務の委託であります。

3) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

4) 監査報酬の決定方針

監査人に対する報酬額の決定に関する方針は定めておりませんが、監査日数、当社の事業規模、金融商品取引業という特性等を勘案した上で報酬額を決定しております。

5) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、1)において同じ)の報酬等の内容の決定に関する方針等
当社取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬(月例報酬)および業績連動報酬である賞与で構成されており、決定方針等は2022年4月28日開催の取締役会で次のとおり決議されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

) 固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針は定めておりません。

) 固定報酬に関する方針

当社の固定報酬は、各取締役の与えられる役割と責務に応じた額を、同業他社の報酬、世間一般の水準、社員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定いたします。また、社外取締役等の固定報酬は、各取締役の社会的立場、経験等を勘案して決定いたします。なお、各取締役の固定報酬の額については、取締役会の承認により代表取締役社長に一任し、代表取締役社長は、取締役報酬の決定方針等に則り決定いたします。

) 業績連動報酬に関する方針

当社の業績連動報酬は、賞与であります。賞与を支給するか否かについては、中期経営計画の進捗と当期の利益状況、期末の財務状況、株主配当の額等を総合的に判断して決定いたします。また、賞与を支給する場合は、前述の各項目を総合的に判断し、当期純利益の3～7%を支給総額といたします。

なお、業績連動報酬の決定方針において当期純利益等を指標としている理由は、企業業績ならびに期間内の成績を評価する基準として客観的であり、一般的にも定着している適切な指標と考えているためであります。

また、賞与の個人別の支給額については、代表権を有する取締役が各取締役の固定報酬額を勘案し決定いたします。

) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容

2016年6月28日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額2億40百万円以内(ただし、使用者兼務取締役の使用者部分は含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

) 取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役の固定報酬の額の配分の決定について、代表取締役社長である鈴木卓也に一任しております。一任した理由は、当社の代表者として全部門を統括している立場であり、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、公平・公正な評価により取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

また、取締役会は、各取締役の業績連動報酬の額の決定について、代表取締役社長である鈴木卓也および代表取締役副社長である鈴木雅人に委任しております。委任した理由は、両氏は当社の代表取締役であり、当社業績等に関する責任を負うとともに、公平・公正な評価により取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、代表取締役社長および代表取締役副社長に委任され決定した内容は取締役会にて適正性を確認しております。

) 取締役の報酬等の額の決定過程における、取締役会の主な活動内容

当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の主な活動は次のとおりです。

- ・2025年6月24日開催の取締役会において、取締役報酬等の決定方針に則り、各取締役の固定報酬の額について代表取締役社長鈴木卓也に一任いたしました。
- ・2026年3月23日開催の取締役会において、取締役報酬等の決定方針に則り、業績連動報酬である賞与を総額48百万円支給することを決定いたしました。
- ・2026年4月30日開催の取締役会において、各取締役に支給された固定報酬および決定した業績連動報酬の額が、それぞれ取締役報酬等の決定方針に則った額であることの説明を受け、取締役会は各取締役への配分に関する適正性を承認いたしました。

(注)各取締役の固定報酬の額の決定および業績連動報酬である賞与の総額の決定については、2022年4月28日開催の取締役会決議にて承認された「取締役の報酬等の決定方針等」に則って決定しております。

）当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績
取締役を支給する業績連動報酬に係る指標の目標は特に定めておりません。
当事業年度については、中期経営計画の進捗と当期の利益状況、期末の財務状況、株主配当の額等を
勘案し、業績連動報酬を支給いたしました。

2) 監査等委員である取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社監査等委員である取締役の報酬の決定方針等は2022年4月28日開催の取締役会で次のとおり決議されて
おります。

）常勤監査等委員である取締役の報酬の決定方針

常勤監査等委員である取締役の報酬は、他の常勤取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬および
社員給与等を総合的に勘案し、監査等委員会で協議のうえ、決定いたします。

）非常勤の監査等委員である取締役の報酬の決定方針

非常勤の監査等委員である取締役の報酬は、各監査等委員である取締役の社会的立場、経験等を勘案し、
監査等委員会で協議のうえ、決定いたします。

）監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容

2016年6月28日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額36百万円以
内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	91,540	43,540	48,000	-	-	3
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	14,040	14,040	-	-	-	1
社外役員	22,950	22,950	-	-	-	5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有することとしており、純投資目的以外の投資株式については、主に取引先との安定的な関係の構築や、取引関係の維持等事業活動上必要と判断した場合保有することとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

1) 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の投資株式（政策保有株式）については、中長期的な観点から、保有に伴う便益やリスク等を勘案してその適否を取締役会で適宜検証することとしております。また、保有することの合理性が認められない場合には当該株式の縮減に努めてまいります。

2) 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	8	37,826
非上場株式以外の株式	1	72,240

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)
該当事項はありません。

3) 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
野村ホールディングス(株)	60,000	60,000	当社の取引先として長期にわたり親密な取引関係を有していること、また、安定的な配当を実施していることから、当社に対して便益をもたらしております。当社における今後の財務活動の円滑化を含めた事業活動の向上を目的として、株式保有は有効と判断しております。	無 (注)
	72,240	54,492		

(注) 野村ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である野村証券(株)および野村プロパティーズ(株)は当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	56	976,009	6	482,086

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	11,072	171,078	67,143

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

人材育成等の基本方針

当社は、中期経営計画において「資産運用の高度化」「資産形成支援の強化」「円滑な資産承継支援」を重点施策として掲げています。お客様本位の業務運営を軸に、地域に根差した対面証券会社として、持続的な企業価値の向上を目指しています。

これらを実現するため、「人の成長が会社の成長」という考えのもと、社員一人ひとりの成長が会社の持続継続の成長の原動力と捉え、人材を重要な経営資本と位置づけ、「人間性」と「専門性」を兼ね備えた人材の育成を基本方針としています。

当社が重視する「人間性」とは、お客様および地域社会との信頼関係を基盤に、倫理観と主体性をもって行動できる力です。また「専門性」とは、金融・資産運用に関する知識や証券業務に係る諸制度に加え、相続・資産承継やコンプライアンス等の理解をもとに、顧客ニーズに応じた提案を実現する力です。

当社では、新入社員・若手向けの独自研修やキャリアに沿ったグループ合同研修、国内外研修、ロールプレイング大会など、専門性（提案力）の向上に資する多様な研修を実施しています。さらに、マネジメント研修やカフェテリア研修、社内ワークショップ等を通じて、体系的な人材育成を推進し、従業員の資質向上と生産性向上につなげています。

今後も人的資本への投資を通じて、社員の成長と企業価値向上を両立し、地域社会に貢献できる持続的な経営基盤の構築に努めてまいります。

従業員の給与等の額及びその内容の決定に関する方針

当社は、従業員の給与その他の給付について、従業員の生活の安定を基礎としつつ、役職に応じた職能・職務等級および貢献度に応じた処遇を行うことにより、人材の確保・定着ならびに意欲の向上を図ることを基本方針としております。

1) 給与

給与については、役職に応じた職能・職務等級ごとに定めた給与テーブルに基づき決定しております。入社10年未満の非管理職社員については、毎年定期昇給を実施することにより処遇の向上を図っております。一方、管理職については、役職の昇格に連動して給与が上昇する仕組みとし、役割および責任の大きさを処遇に反映しております。

また、給与のペースアップについては、外部環境、市場水準および当社の業績動向等を総合的に勘案の上、取締役会において決定しております。

2) 賞与

賞与については、年2回（6月および12月）支給しており、基本給総額の1か月分を基準とする「基本賞与」と、会社の営業利益に応じて支給する「利益賞与」の合計を支給総額としております。

各従業員への支給額は、賞与算定期間における個人の成果を反映して決定しております。営業部門においては定量評価および定性評価を、非営業部門においては主として定性評価を基に支給額を決定しております。

なお、賞与の支給総額については、3月および9月の取締役会において決定しております。

3) 昇進等の人事

昇進等の人事については、中長期的に当社の事業を担う人材を計画的に登用することを基本方針としております。

昇進等の決定にあたっては、直属上司の推薦を基礎とし、社内の会議体において審議の上、担当業務の実績、マネジメント力、コンプライアンス意識等を総合的に勘案して決定しております。これにより、日常的な貢献度および将来の成長可能性を適切に反映した人事運用を行っております。

(2) 【従業員の状況】

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
138	44歳2ヶ月	15年9ヶ月	7,489	1.9

- (注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 「投資・金融サービス」という単一の報告セグメントのため、セグメントの名称および従業員数は記載していません。

労働組合の状況

現在、労働組合は組織されていません。

労使関係はきわめて安定しており、労使協調して社業の発展に努めております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)3		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
25.6	-	-	-	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。
3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき公表する情報として選択していないため、記載を省略しております。

6【業務の状況】

(1) 概況

受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
第83期 (2024年4月～ 2025年3月)	委託手数料	1,235	-	27	-	1,263
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	-	-	-	-	-
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	0	706	-	706
	その他の受入手数料	2	0	273	2	278
	計	1,238	0	1,008	2	2,248
第84期 (2025年4月～ 2026年3月)	委託手数料	1,757	-	20	-	1,777
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	-	-	-	-	-
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	-	0	596	-	596
	その他の受入手数料	2	0	339	2	344
	計	1,759	0	956	2	2,718

売買等損益

<トレーディング損益の内訳>

区分	第83期 (2024年4月～2025年3月)			第84期 (2025年4月～2026年3月)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	673	2	670	708	14	723
債券等トレーディング損益	43	-	43	13	-	13
計	717	2	714	722	14	737

自己資本規制比率

		第83期 (2025年3月31日)	第84期 (2026年3月31日)
基本的項目(百万円) (A)		7,354	7,809
補完的項目	その他有価証券評価 差額金(評価益)等 (百万円)	-	-
	金融商品取引責任準 備金等 (百万円)	23	27
	一般貸倒引当金 (百万円)	-	-
	計 (百万円) (B)	23	27
控除資産 (百万円) (C)		741	809
固定化されてい ない自己資本の額 (A) + (B) - (C) (百万円) (D)		6,636	7,027
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	313	362
	取引先リスク相当額 (百万円)	103	120
	基礎的リスク相当額 (百万円)	652	673
	計 (百万円) (E)	1,069	1,156
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100 (%)		620.2	607.5

(注) 上記は金融商品取引法の規定に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。

なお、当期の市場リスク相当額の月末平均額は372百万円、月末最大額は518百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は94百万円、月末最大額は138百万円であります。

(2) 有価証券の売買等業務

有価証券の売買の状況（証券先物取引等を除く）

最近2事業年度における有価証券の売買の状況（証券先物取引を除く）は、次のとおりであります。

株券

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第83期 （2024年4月～2025年3月）	167,013	117,936	284,950
第84期 （2025年4月～2026年3月）	248,712	120,638	369,351

債券

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第83期 （2024年4月～2025年3月）	-	2,262	2,262
第84期 （2025年4月～2026年3月）	-	2,432	2,432

受益証券

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第83期 （2024年4月～2025年3月）	22,161	12,857	35,018
第84期 （2025年4月～2026年3月）	17,194	10,039	27,233

その他

期別	受託（百万円）	自己（百万円）	合計（百万円）
第83期 （2024年4月～2025年3月）	27	-	27
第84期 （2025年4月～2026年3月）	90	-	90

(3) 証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は、次のとおりであります。

株券に係る取引

該当事項はありません。

債券に係る取引

該当事項はありません。

(4) 有価証券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務および募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い業務の状況

最近2事業年度における有価証券の引受、売出し業務および募集、売出しまたは私募の取扱い業務の状況は次のとおりであります。

株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第83期 (2024年4月～ 2025年3月)	-	6	-	-	-
第84期 (2025年4月～ 2026年3月)	-	-	-	-	-

債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第83期 (2024年4月～ 2025年3月)	国債	-	-	45	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	外国債券	-	-	-	-	-
	合計	-	-	45	-	-
第84期 (2025年4月～ 2026年3月)	国債	-	-	153	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	外国債券	-	-	-	-	-
	合計	-	-	153	-	-

受益証券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
第83期 (2024年4月～ 2025年3月)	株式投信	-	-	23,689	-	-
	公社債投信	-	-	53,505	-	-
	外国投信	-	-	6,969	-	-
	合計	-	-	84,164	-	-
第84期 (2025年4月～ 2026年3月)	株式投信	-	-	20,634	-	-
	公社債投信	-	-	70,436	-	-
	外国投信	-	-	11,786	-	-
	合計	-	-	102,857	-	-

(5) その他の業務の状況

最近2事業年度における状況は、次のとおりであります。

保護預り業務

期別	区分		国内有価証券	外国有価証券	
第83期 (2024年4月～2025年3月)	株券 (千株)		140,524	2,760	
	債券 (百万円)		376	1,457	
	受益証券	単字型 (百万円)	-	1,293	
		追加型	株式 (百万円)		37,154
			債券 (百万円)		12,323
第84期 (2025年4月～2026年3月)	株券 (千株)		143,795	2,485	
	債券 (百万円)		1,013	1,967	
	受益証券	単字型 (百万円)	-	2,281	
		追加型	株式 (百万円)		47,181
			債券 (百万円)		15,930

有価証券の貸借およびそれに伴う業務

期別	顧客の委託に基づいて行う融資額とこれにより顧客が買付けている株数		顧客の委託に基づいて行う貸株数とこれにより顧客が売付けている代金	
	金額(百万円)	株数(千株)	金額(百万円)	株数(千株)
第83期 (2025年3月31日現在)	(1,897) 2,384	1,216	57	9
第84期 (2026年3月31日現在)	(2,618) 3,589	1,248	172	10

(注) ()内書は、自己融資額であります。

累積投資業務の状況

期別	種類		前期末預り高 (百万口)	払込金および果 実等により発生 した預り高 (百万口)	解約支払高 (百万口)	当期末預り高 (百万口)
第83期 (2024年4月～ 2025年3月)	株式投信		4,191	2,439	1,792	4,839
	公社債投信	MMF	-	-	-	-
		MRF	14,475	53,799	55,898	12,375
		その他	89	1	9	82
	合計		18,755	56,240	57,700	17,297
第84期 (2025年4月～ 2026年3月)	株式投信		4,839	2,636	2,247	5,230
	公社債投信	MMF	-	-	-	-
		MRF	12,375	70,666	66,935	16,105
		その他	82	0	6	75
	合計		17,297	73,303	69,190	21,412

(6) その他の商品の売買の状況
該当事項はありません。

(7) その他
株式の買取、買増、株式配当金の受取りおよび転換請求の取次ぎ等を行っております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人および各種団体の主催する講習会に参加する等、積極的な情報収集活動に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 2,479,982	2 3,795,074
預託金	1,300,000	1,600,000
顧客分別金信託	1,300,000	1,600,000
トレーディング商品	143,654	-
商品有価証券等	143,654	-
約定見返勘定	379,971	253,398
信用取引資産	2,395,503	3,592,822
信用取引貸付金	2,384,113	3,589,893
信用取引借証券担保金	11,389	2,929
立替金	115	15
顧客への立替金	-	5
その他の立替金	115	9
短期差入保証金	2 50,000	2 100,000
有価証券	3,152	-
預け金	522,140	-
前払費用	27,662	36,651
未収入金	97,896	74,539
未収収益	123,159	134,699
その他の流動資産	913	1,436
流動資産計	7,524,152	9,588,637
固定資産		
有形固定資産	219,388	194,541
建物	1 155,516	1 139,359
器具備品	1 63,872	1 55,182
無形固定資産	11,064	7,972
電話加入権	100	100
ソフトウェア	10,964	7,872
投資その他の資産	2,162,870	2,655,733
投資有価証券	1,718,597	2,124,649
出資金	1,000	1,000
従業員に対する長期貸付金	1,550	2,200
長期差入保証金	371,257	420,133
長期前払費用	4,509	3,393
繰延税金資産	41,130	79,891
その他	42,825	42,465
貸倒引当金	18,000	18,000
固定資産計	2,393,323	2,858,247
資産合計	9,917,476	12,446,885

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
信用取引負債	254,876	565,845
信用取引借入金	2,196,957	2,393,546
信用取引貸証券受入金	57,918	172,299
預り金	1,485,286	2,386,775
顧客からの預り金	645,641	1,125,185
その他の預り金	839,645	1,261,590
受入保証金	170,810	435,614
未払金	27,086	78,081
未払費用	128,515	171,914
未払法人税等	70,109	319,123
賞与引当金	81,000	170,000
その他の流動負債	129	36
流動負債計	2,217,814	4,127,393
固定負債		
資産除去債務	81,866	82,101
その他の固定負債	1,000	1,000
固定負債計	82,866	83,101
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	6,23,154	6,27,890
特別法上の準備金計	23,154	27,890
負債合計	2,323,835	4,238,384
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,751,856	3,751,856
資本剰余金		
資本準備金	320,490	320,490
その他資本剰余金	15,734	15,734
資本剰余金合計	336,225	336,225
利益剰余金		
利益準備金	214,327	238,274
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,646,020	4,066,691
利益剰余金合計	3,860,348	4,304,965
自己株式	113,756	113,787
株主資本合計	7,834,672	8,279,260
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	241,031	70,759
評価・換算差額等合計	241,031	70,759
純資産合計	7,593,640	8,208,500
負債・純資産合計	9,917,476	12,446,885

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
受入手数料	2,248,939	2,718,705
委託手数料	1,263,221	1,777,309
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	706,766	596,815
その他の受入手数料	278,951	344,580
トレーディング損益	2,714,394	2,737,158
金融収益	3,118,705	3,120,454
営業収益計	13,082,039	13,576,319
金融費用	4,480	4,056
純営業収益	3,077,158	3,560,263
販売費及び一般管理費	2,635,717	2,820,779
取引関係費	5324,270	5346,293
人件費	61,414,230	61,554,977
不動産関係費	7208,571	7206,114
事務費	8523,791	8549,557
減価償却費	52,936	50,989
租税公課	52,752	59,673
その他	59,165	53,173
営業利益	441,441	739,483
営業外収益		
投資有価証券売却益	129,902	229,335
受取配当金	37,010	41,086
その他	273	218
営業外収益計	167,186	270,641
営業外費用		
投資顧問料	5,030	1,926
支払手数料	3,691	1,075
その他	350	165
営業外費用計	9,072	3,168
経常利益	599,555	1,006,956
特別利益		
投資有価証券売却益	4,730	-
特別利益計	4,730	-
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	791	4,736
固定資産除却損	0	0
特別損失計	791	4,736
税引前当期純利益	603,494	1,002,220
法人税、住民税及び事業税	201,608	366,363
法人税等調整額	9,656	48,226
法人税等合計	211,264	318,136
当期純利益	392,229	684,083

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	182,398	3,605,007	3,787,406
当期変動額							
剰余金の配当					31,928	351,216	319,288
当期純利益						392,229	392,229
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	31,928	41,013	72,941
当期末残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	214,327	3,646,020	3,860,348

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	113,756	7,761,730	70,431	70,431	7,832,162
当期変動額					
剰余金の配当		319,288			319,288
当期純利益		392,229			392,229
自己株式の取得		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			311,463	311,463	311,463
当期変動額合計	-	72,941	311,463	311,463	238,521
当期末残高	113,756	7,834,672	241,031	241,031	7,593,640

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	214,327	3,646,020	3,860,348
当期変動額							
剰余金の配当					23,946	263,412	239,466
当期純利益						684,083	684,083
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	23,946	420,671	444,617
当期末残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	238,274	4,066,691	4,304,965

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	113,756	7,834,672	241,031	241,031	7,593,640
当期変動額					
剰余金の配当		239,466			239,466
当期純利益		684,083			684,083
自己株式の取得	30	30			30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			170,272	170,272	170,272
当期変動額合計	30	444,587	170,272	170,272	614,859
当期末残高	113,787	8,279,260	70,759	70,759	8,208,500

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	603,494	1,002,220
減価償却費	52,936	50,989
金融商品取引責任準備金の増減額（は減少）	791	4,736
受取利息及び受取配当金	37,059	41,142
投資有価証券売却損益（は益）	134,632	229,335
預託金の増減額（は増加）	300,000	300,000
立替金の増減額（は増加）	35	99
短期差入保証金の増減額（は増加）	100,000	50,000
預り金及び受入保証金の増減額（は減少）	707,323	1,166,292
トレーディング商品の増減額	58,718	143,654
約定見返勘定の増減額（は増加）	509,010	126,572
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	253,507	886,349
その他の資産の増減額（は増加）	27,495	19,395
その他の負債の増減額（は減少）	118,786	192,069
小計	346,110	1,160,412
利息及び配当金の受取額	37,059	41,142
和解金の受取額	360	360
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	418,592	122,449
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,061	1,079,465
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	200,000	-
投資有価証券の取得による支出	2,472,027	3,869,053
投資有価証券の売却による収入	1,795,025	3,886,452
投資有価証券の償還による収入	-	5,519
有形固定資産の取得による支出	24,312	23,000
無形固定資産の取得による支出	8,244	334
従業員に対する長期貸付けによる支出	1,800	1,800
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	970	1,150
差入保証金の差入による支出	513	50,335
差入保証金の回収による収入	15,929	851
出資金の払込による支出	1,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	495,973	50,548
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	30
配当金の支払額	319,096	239,086
財務活動によるキャッシュ・フロー	319,096	239,117
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	850,131	789,798
現金及び現金同等物の期首残高	3,725,407	2,875,275
現金及び現金同等物の期末残高	2,875,275	3,665,074

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準および評価方法
トレーディング商品に属する有価証券およびデリバティブ取引等については、時価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。
2. トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準および評価方法
その他有価証券
 - (1) 市場価格のない株式等以外のもの
時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。
 - (2) 市場価格のない株式等
移動平均法に基づく原価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～24年
器具備品	5年～10年

少額減価償却資産
取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
4. 引当金および準備金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - (3) 金融商品取引責任準備金
証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に従い、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
5. 収益および費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な業務における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 - (1) 委託手数料は、主に株式等の売買注文の取次ぎから生じる手数料であります。売買注文を流通市場に取次ぐ履行義務は約定日等に充足されるため、当該一時点で収益を認識しております。
 - (2) 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、有価証券の引受け、売出し（有価証券の買付けの申し込みまたは売付けの期間を定めて行うものに限る。）または特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受入れる手数料であります。一般的に、条件決定日に引受責任を負う義務等を充足したとして、当該一時点で収益を認識しております。
 - (3) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、有価証券等の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募もしくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより引受会社等から受入れる手数料であります。一般的に、募集等申込日に販売等の義務を充足したとして、当該一時点で収益を認識し、受益証券等で売買形式による場合は委託手数料に準じて収益を認識しております。
 - (4) その他の受入手数料に含まれる投資信託の運用、管理により生じる委託者報酬および代行手数料は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合を収益として認識しております。
6. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を充たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を外貨建金銭債権債務等にそれぞれ振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(純額) 79,891千円(前事業年度41,130千円)

(繰延税金負債と相殺前の金額は103,997千円(前事業年度58,580千円)です。)

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得およびタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

また、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において、分類3に該当するとして、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、将来の合理的な見積可能期間以内の見積課税所得の範囲内で計上しております。見積課税所得は翌事業年度の予算を基礎とし、一定のストレス値をかけた上で見積りを行っております。

(2) 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる主要な仮定は、予算およびストレス値となります。

予算

予算は過去の実績をもとに、国内外における将来の相場の見通しやマーケット環境の変化、足元の資金の流入状況や顧客預り資産の推移等といった前提を考慮し、営業方針とともに決定しております。

ストレス値

ストレス値は、収益および費用の過年度の予算達成率を参考に算出しております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

国内外における将来の相場の見通しやマーケット環境の変化の予測は不確実性が高く、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

翌事業年度の実績値が、ストレス値をかけた予測値から想定以上に乖離し、所得が減少した場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	105,564千円	123,322千円
器具備品	223,421	242,099
計	328,986	365,421

2 担保資産および担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
定期預金	100,000千円	100,000千円
銀行借入のための担保として差し入れており、担保資産に係る債務はありません。		

(注) 担保に供している資産には上記のほかに、次のものがあります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
信用取引借入金の担保		
短期差入保証金	50,000千円	100,000千円
保管有価証券	216,884	119,672
為替予約取引の担保		
定期預金	30,000	30,000
担保資産の対象となる信用取引借入金は前事業年度196,957千円、当事業年度393,546千円であります。		

3 差し入れた有価証券の時価額は、次のとおりであります。(上記 2 に属するものを除く)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
信用取引貸証券	52,178千円	181,813千円
信用取引借入金の本担保証券	186,151	370,170
計	238,330	551,983

4 担保として差し入れを受けた有価証券および借り入れた有価証券の時価額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	1,992,504千円	2,971,454千円
信用取引借証券	10,023	2,880
受入保証金代用有価証券	1,559,989	1,548,781
計	3,562,517	4,523,116

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関6社と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約および貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	2,550,000千円	2,550,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	2,550,000	2,550,000

6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。
金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 トレーディング損益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
株券等	670,561千円	723,792千円
債券等	43,832	13,365
計	714,394	737,158

3 金融収益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
信用取引収益	60,234千円	89,107千円
受取配当金	19,449	6,299
受取利息	1,158	5,981
その他	37,862	19,067
計	118,705	120,454

4 金融費用の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
信用取引費用	3,559千円	16,056千円
支払利息	1,320	-
計	4,880	16,056

5 取引関係費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
支払手数料	30,933千円	34,681千円
取引所・協会費	29,221	27,116
通信・運送費	122,250	130,309
旅費・交通費	27,151	32,733
広告宣伝費	60,626	62,339
交際費	54,085	59,113
計	324,270	346,293

6 人件費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	107,820千円	128,530千円
従業員給与	952,762	968,901
その他の報酬・給与	56,564	56,955
福利厚生費	179,018	195,077
賞与引当金繰入	81,000	170,000
退職給付費用	37,065	35,513
計	1,414,230	1,554,977

7 不動産関係費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
不動産費	162,712千円	158,442千円
器具・備品費	45,858	47,672
計	208,571	206,114

8 事務費の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
事務委託費	476,690千円	494,999千円
事務用品費	47,100	54,558
計	523,791	549,557

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	4,042	-	-	4,042
合計	4,042	-	-	4,042
自己株式				
普通株式	51	-	-	51
合計	51	-	-	51

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月24日 取締役会	普通株式	319,288	80.00	2024年3月31日	2024年6月11日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	239,466	60.00	2025年3月31日	2025年6月10日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	4,042	-	-	4,042
合計	4,042	-	-	4,042
自己株式				
普通株式(注)	51	0	-	51
合計	51	0	-	51

(注)自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	239,466	60.00	2025年3月31日	2025年6月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	399,108	100.00	2026年3月31日	2026年6月10日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、下記のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	2,479,982千円	3,795,074千円
預入期間が3か月を超える定期預金	130,000	130,000
有価証券	3,152	-
証券口座預け金(預け金)	522,140	-
現金及び現金同等物	2,875,275	3,665,074

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内	20,400	22,600
1年超	143,876	138,003
合計	164,276	160,603

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、個人向けの対面営業による有価証券の売買等の媒介、取次または代理、募集・売出しの取扱いおよび株券トレーディング等の有価証券の売買等、金融商品取引業を中核とする投資金融サービス業を主な事業の内容としております。

これらの事業は主として自己資金で行っておりますが、信用取引に係る資金については、証券金融会社からの資金調達もしております。また、将来の資金需要に備え、取引金融機関と当座貸越契約等を締結しております。

資金運用については、短期的な預金の他、顧客の委託を受けて行う信用取引に係る株式買付代金の貸付業務および自己の計算に基づき行うトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、外国証券の売買代金決済のため為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として、事業資金としての現金及び預金、顧客からの預り金等を法令に基づき信託する顧客分別金の預託金、自己の計算に基づき保有する株券や債券等のトレーディング商品、純投資目的や事業推進目的で保有する投資有価証券および顧客に対する信用取引貸付金等があり、金融負債は、主として、証券金融会社からの信用取引借入金があります。

預金については、ペイオフ対策として基本的には当座預金および普通預金（決済性預金）としております。また、預託金（顧客分別金信託）については、その運用に対して元本補填のある信託契約となっております。

保有するトレーディング商品および投資有価証券については、市場価格が変動することによる市場リスクや発行体がデフォルト状態になる等の信用リスクに晒されています。

信用取引貸付金については、担保として現金あるいは有価証券を徴求しておりますが、株式相場の急激な下落による信用取引建玉に予想を超える評価損が発生した場合には、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、短期借入金および信用取引借入金については、業績悪化等により金融機関からの調達が困難となる場合や、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされる資金流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

信用取引に係る信用リスク管理については、社内規程に基づき、日々個々の顧客の担保管理を行っております。なお、当社の信用取引残高の上限額については、半期ごとに取締役会で決定しております。

投資有価証券に係る信用リスク管理については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

預金、顧客分別金信託に係る信用リスク管理については、国内の信用力の高い金融機関を中心に預け入れることを基本的な方針としております。

市場リスクの管理

1) トレーディング商品および投資有価証券に係る市場リスク管理については、取締役会において運用の基本方針を定め、当社の財務状況および市場環境などの変化に応じて適宜これを見直しております。それぞれの運用の基本方針に沿った社内規程では、区分ごとおよび商品ごとにポジション枠を設け、一定の損失が発生した場合に決済するロスカットルールを定めております。また、リスク管理担当部署においては、ポジションや損益両面から市場リスクについて定期的にモニタリングを行い、経営陣等に報告しております。

2) 市場リスクに係る定量的情報

当社は、トレーディング商品および金融商品取引所に上場されている投資有価証券等について、自己資本規制比率を算定する際の標準的方式を用いて、市場リスク相当額を算定しております。

2026年3月31日（当期の決算日）現在、当社の市場リスク相当額は362,965千円であります。

なお、2025年3月31日（前期の決算日）現在、当社の市場リスク相当額は313,797千円でありました。

流動性リスクの管理

財務部にて資金管理表を作成し、日々経営陣に報告を行っております。また、必要に応じて金融機関から流動的な資金が調達できる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、預託金、約定見返勘定、信用取引資産、預け金、信用取引負債、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
商品有価証券および投資有価証券			
(1) 商品有価証券等	143,654	143,654	-
(2) 投資有価証券(3)	1,680,771	1,680,771	-
資産計	1,824,426	1,824,426	-
デリバティブ取引(1)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(129)	(129)	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの(2)	(38)	(38)	-
デリバティブ取引計	(167)	(167)	-

- (1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- (2) デリバティブ取引は、為替予約等の振当処理によるもので、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等（外貨建金銭債権債務等）と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等を含めて記載しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)
非上場株式	37,826

(注1) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
金銭債権については、1年以内の償還予定のもののみとなっております。

(注2) 金銭債務の決算日後の返済予定額
金銭債務については、1年以内に返済予定のもののみとなっております。

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
商品有価証券および投資有価証券			
(1) 商品有価証券等	-	-	-
(2) 投資有価証券 (3)	2,086,823	2,086,823	-
資産計	2,086,823	2,086,823	-
デリバティブ取引 (1)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(36)	(36)	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの (2)	(8)	(8)	-
デリバティブ取引計	(44)	(44)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(2) デリバティブ取引は、為替予約等の振当処理によるもので、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等（外貨建金銭債権債務等）と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等を含めて記載しております。

(3) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	37,826

(注1) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
金銭債権については、1年以内の償還予定のもののみとなっております。

(注2) 金銭債務の決算日後の返済予定額
金銭債務については、1年以内に返済予定のもののみとなっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度(2025年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等および投資有価証券				
商品有価証券等				
売買目的有価証券等				
上場投資信託	67,740	-	-	67,740
投資信託	-	75,914	-	75,914
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	536,578	-	-	536,578
上場投資信託	490,166	-	-	490,166
投資信託	-	654,026	-	654,026
資産計	1,094,484	729,941	-	1,824,426
デリバティブ取引				
通貨関連	-	129	-	129
負債計	-	129	-	129

当事業年度(2026年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等および投資有価証券				
商品有価証券等				
売買目的有価証券等				
上場投資信託	-	-	-	-
投資信託	-	-	-	-
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,048,249	-	-	1,048,249
上場投資信託	193,788	-	-	193,788
投資信託	-	844,785	-	844,785
資産計	1,242,038	844,785	-	2,086,823
デリバティブ取引				
通貨関連	-	36	-	36
負債計	-	36	-	36

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

商品有価証券等および投資有価証券

上場株式および上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式および上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 商品有価証券等(売買目的有価証券)

(単位:千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	15,375	-

2. その他有価証券

前事業年度(2025年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
(1) 株式	54,492	28,704	25,788
(2) その他			
上場投資信託	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計	54,492	28,704	25,788
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
(1) 株式	482,086	638,913	156,827
(2) その他			
上場投資信託	490,166	534,588	44,421
投資信託	657,179	722,750	65,570
小計	1,629,432	1,896,252	266,819
合計	1,683,924	1,924,956	241,031

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 37,826千円)については、市場価格がない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2026年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
(1) 株式	373,367	306,982	66,384
(2) その他			
上場投資信託	-	-	-
投資信託	305,766	300,000	5,766
小計	679,134	606,982	72,151
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
(1) 株式	674,882	764,874	89,991
(2) その他			
上場投資信託	193,788	206,260	12,471
投資信託	539,018	570,000	30,981
小計	1,407,689	1,541,134	133,444
合計	2,086,823	2,148,117	61,293

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 37,826千円)については、市場価格がない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	114,012	14,195	-
(2) その他			
上場投資信託	674,950	19,406	3,919
投資信託	1,246,020	106,827	1,877
合計	2,034,982	140,429	5,796

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	2,220,372	172,361	1,282
(2) その他			
上場投資信託	304,325	4,878	28,881
投資信託	1,347,060	91,992	9,732
合計	3,871,758	269,231	39,895

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度および当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

なお、市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、原則として、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合に、実質価額の回復可能性が裏付けられる場合を除き、帳簿価額を実質価額まで減損処理を行っております。また、その他有価証券で市場価格のない株式等以外の有価証券については、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合は帳簿価額を時価まで減損処理を行い、30～50%未満下落した場合は、当該期末日より前1年間の各日の時価が帳簿価額の100%未満であるものについて、当該金額の重要性および回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されないもの

通貨関連

前事業年度(2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	13,014	-	109	109
	売建				
	米ドル	4,929	-	19	19
合計		17,944	-	129	129

当事業年度(2026年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	74,610	-	35	35
	香港ドル	2,507	-	0	0
	売建				
	米ドル	1,028	-	0	0
合計		78,146	-	36	36

2. ヘッジ会計が適用されるもの

通貨関連

前事業年度(2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引	約定見返勘定等 (外貨建金銭債権債務等)			
	売建				
	米ドル		32,275	-	66
	南アフリカランド		847	-	16
	メキシコペソ		1,749	-	11
合計			34,873	-	38

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等(外貨建金銭債権債務等)と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等を含めて記載しております。

当事業年度(2026年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引	約定見返勘定等 (外貨建金銭債権債務等)			
	売建				
	米ドル		8,860	-	8
合計			8,860	-	8

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等(外貨建金銭債権債務等)と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等を含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度および確定拠出型の特定退職金共済制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
イ. 確定拠出年金への掛金支払額	23,451千円	22,563千円
ロ. 特定退職金共済への掛金支払額	13,614	12,950

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	24,786千円	53,533千円
資産除去債務	25,779	25,853
投資有価証券評価損	22,029	22,029
未払事業税	7,695	19,444
金融商品取引責任準備金	7,291	8,782
繰延資産償却	9,163	8,399
ゴルフ会員権評価損	6,298	6,298
その他	21,657	27,519
繰延税金資産 小計	124,701	171,861
評価性引当額	66,120	67,863
繰延税金資産 合計	58,580	103,997
繰延税金負債		
資産除去費用	17,115	14,313
その他有価証券評価差額金	-	9,465
その他	334	327
繰延税金負債 合計	17,449	24,106
繰延税金資産の純額	41,130	79,891

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.60%	30.60%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.74	3.07
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.35	0.15
過年度法人税等	0.28	1.92
源泉所得税	0.39	0.13
税額控除等	-	0.09
住民税均等割	0.66	0.39
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	0.28	-
評価性引当額の増減	0.07	0.17
その他	0.10	0.46
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.01	31.74

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

受入手数料	
委託手数料	1,263,221
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	706,766
その他の受入手数料	278,951
(うち、投資信託の代行手数料)	(268,726)
顧客との契約から生じる収益	2,248,939
その他の収益	833,100
営業収益	3,082,039

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

受入手数料	
委託手数料	1,777,309
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	596,815
その他の受入手数料	344,580
(うち、投資信託の代行手数料)	(339,867)
顧客との契約から生じる収益	2,718,705
その他の収益	857,613
営業収益	3,576,319

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5.収益および費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権の残高(期首残高)	86,443	123,159
顧客との契約から生じた債権の残高(期末残高)	123,159	134,699

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「投資・金融サービス業」という単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品およびサービスごとの情報

当社は、「投資・金融サービス業」という単一の報告セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 純営業収益

本邦の外部顧客への純営業収益が損益計算書の純営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの純営業収益のうち、損益計算書の純営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	東海東京証券株式会社	名古屋市中村区	6,000,000	金融業	該当なし	有価証券の売買等	外国株券等の国内店頭取引 (注) 1	54,547,497	約定見返勘定 (資産) (注) 2	65,775
						投資顧問契約	投資助言サービスに基づく資金の預入 (注) 1・3	-	預け金 (資産) (注) 3	522,140

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	東海東京証券株式会社	名古屋市中村区	6,000,000	金融業	該当なし	有価証券の売買等	外国株券等の国内店頭取引 (注) 1	50,796,042	約定見返勘定 (資産) (注) 2	8,860
						投資顧問契約	投資助言サービスに基づく資金の預入 (注) 1・3	-	預け金 (資産) (注) 4	-
							投資助言サービスに基づく資金の回収 (注) 1・4	596,596		

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

外国株券等の国内店頭取引については、時価を基準として適正と判断する価格を決定しております。投資顧問契約における取引金額については当社が設定した運用計画等に基づいて決定しております。

2. 約定見返勘定の期末残高については、資産と負債を相殺して記載しております。

3. 投資顧問契約における預け金の取引金額については、対象事業年度に預け入れた金額を、期末残高については、株券等の売買取引後の残高を記載しております。

4. 投資顧問契約を2025年8月に終了したことに伴い、預け金はすべて回収いたしました。なお、保有有価証券についても当社へ移管いたしました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,902.64円	2,056.71円
1株当たり当期純利益	98.28円	171.40円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(千円)	392,229	684,083
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	392,229	684,083
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,991	3,991

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

種類		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	亀田製菓(株)	66,000	95,634
		NVIDIA CORPORATION	3,400	94,802
		野村ホールディングス(株)	60,000	72,240
		INTEL CORPORATION	9,500	67,027
		ALPHABET INC	1,000	45,975
		NISSOホールディングス(株)	59,000	35,754
		コスモエネルギーホールディングス(株)	6,600	29,251
		三ツ星ベルト(株)	7,400	29,082
		(株)九州フィナンシャルグループ	25,600	28,851
		キヤノン(株)	6,600	28,756
		その他55銘柄	325,471	558,702
		計	570,571	1,086,075

【その他】

種類		銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	ノムラ・ジャパン・オープン	60,178,355	153,527
		GSワールド・シフト株式ファンドB コース(為替ヘッジなし)	83,795,627	152,239
		GSフューチャー・テクノロジー・リー ダーズB(為替ヘッジなし)	55,890,336	147,192
		インベスコ世界厳選株式オープン(為替 ヘッジなし)(年1回決算型)	56,737,776	141,923
		NASDAQ100ゴールドプラス	85,277,974	133,289
		iシェアーズ 米国債3-7年ETF (為替ヘッジあり)	119,250	79,659
		INVESCO SENIOR LOAN ETF	24,000	78,315
		ニュートン・パワー・イノベーション・ ファンド(為替ヘッジなし)	33,702,483	58,473
		ベトナム成長株ファンド(年1回決算 型)	49,797,475	58,138
		iシェアーズ・コア 米国債7-10年 ETF(為替ヘッジあり)	22,300	35,813
				計

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額または 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	261,081	1,600	-	262,681	123,322	17,757	139,359
器具備品	287,294	20,991	11,003	297,282	242,099	29,681	55,182
有形固定資産計	548,375	22,591	11,003	559,963	365,421	47,439	194,541
無形固定資産							
電話加入権	100	-	-	100	-	-	100
ソフトウェア	16,988	334	-	17,322	9,449	3,425	7,872
無形固定資産計	17,088	334	-	17,422	9,449	3,425	7,972
長期前払費用	8,098	-	298	7,799	4,405	1,115	3,393
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債 信用取引借入金(1年以内)	196,957	393,546	1.60%	-
合計	196,957	393,546	-	-

(注)「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
(引当金)					
貸倒引当金	18,000	-	-	-	18,000
賞与引当金	81,000	170,000	81,000	-	170,000
(特別法上の準備金)					
金融商品取引責任準備金	23,154	5,296	560	-	27,890

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首および当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首および当事業年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産および負債の内容】

2026年3月31日現在における主な資産および負債の内容は次のとおりであります。

資産の部
現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
当座預金	3,471,761
普通預金	164,425
郵便貯金	27,387
定期預金	130,000
別段預金	1,499
計	3,795,074

預託金

内訳	金額(千円)
顧客分別金信託	1,600,000
計	1,600,000

信用取引資産

内訳	金額(千円)
信用取引貸付金 (顧客の信用取引に係る有価証券の買付代金相当額)	3,589,893
信用取引借証券担保金 (貸借取引により証券金融会社に差入れている借証券担保金)	2,929
計	3,592,822

負債の部
信用取引負債

内訳	金額(千円)
信用取引借入金 (証券金融会社からの貸借取引に係る借入金)	393,546
信用取引貸証券受入金 (顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額)	172,299
計	565,845

預り金

内訳	金額(千円)
顧客からの預り金	1,125,185
代行事務預り金	1,242,553
その他の預り金	19,036
計	2,386,775

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
営業収益(千円)	1,721,529	3,576,319
税引前中間(当期)純利益(千円)	432,885	1,002,220
中間(当期)純利益(千円)	315,710	684,083
1株当たり中間(当期)純利益(円)	79.10	171.40

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料 実費負担(送金手数料等)
公告掲載方法	電子公告とし、当社のホームページに掲載する。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 アドレス https://www.maruhachi-sec.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された100株以上保有の株主 (2) 優待内容 保有株式数ならびに保有期間によりQUOカードを贈呈 3年未満保有 100株以上200株未満保有 1,000円分 200株以上保有 2,000円分 3年以上保有 100株以上200株未満保有 2,000円分 200株以上保有 3,000円分 *「3年以上保有」とは、3月末日および9月末日の株主名簿に同一株主番号で連続7回以上記載の株主様が対象となります。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書

事業年度	自 2024年4月1日	2025年6月20日
(第83期)	至 2025年3月31日	東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

2025年6月20日
東海財務局長に提出

(3) 半期報告書および確認書

(第84期中)	自 2025年4月1日	2025年11月13日
	至 2025年9月30日	東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくもの
(株主総会における議決権行使の結果)

2025年6月25日
東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づくもの
(主要株主の異動)

2025年7月25日
東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月19日

丸八証券株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸八証券株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸八証券株式会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産79,891千円を計上している。なお、【注記事項】（税効果会計関係）に記載のとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は103,997千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額171,861千円から回収不能と見込まれる額として評価性引当額67,863千円が控除されている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性の2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報（1）算出方法に記載のとおり、会社は将来減算一時差異に対して、将来の収益力を踏まえた課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断している。また、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において、分類3に該当するとして、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、将来の合理的な見積可能期間以内の見積課税所得の範囲内で計上している。見積課税所得は翌期の予算を基礎とし、一定のストレス値をかけた上で見積りを行っている。</p> <p>会社は地域に密着した投資・金融サービス業による受入手数料を主要な収益源としており、予算は過去の実績をもとに営業方針とともに決定されるが、【注記事項】（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性の2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報（2）主要な仮定に記載のとおり、予算には国内外における将来の相場の見通しやマーケット環境の変化、資金の流出入状況や顧客預り資産の推移等の重要な仮定が含まれている。また、収益及び費用の過年度の予算達成率を参考に算出されるストレス値も重要な仮定となっている。当該重要な仮定は、各国の金融政策や政情不安に関連する影響も含めて見積りの複雑性や困難性を伴い、その成否によって収益が大きく変動する可能性がある。</p> <p>このような重要な仮定を含む見積課税所得の実現の不確実性は相対的に高く、経営者の主観的判断が介入するため、当監査法人は、当該事項（繰延税金資産の回収可能性のうち、特に見積課税所得の実現可能性の検討）が「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者の繰延税金資産の回収可能性の判断の基礎となる見積課税所得の実現可能性を検討するにあたって、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表作成プロセスの一環として税金計算から課税所得の見積り、一時差異のスケジューリングに至るまでの繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。評価した内部統制は見積課税所得の基礎となる予算及びストレス値に関する社内の査閲や承認手続を含んでいる。 ・見積課税所得の基礎となる翌期予算を入手・閲覧し、予算策定の前提となった事項や営業方針について経営管理者に質問した。 ・経営管理者が予算策定の前提とした、国内外における将来の相場の見通しやマーケット環境の変化については会社が利用した情報や趨勢の分析資料等を利用可能な外部情報と比較するとともに、足元の資金の流出入状況や顧客預り資産の推移については会社の直近の月次管理資料を閲覧した。 ・経営管理者が課税所得の見積りに使用したストレス値の設定方法について質問するとともに、過年度の予算達成率と比較した。 ・過年度実績の予算達成率の推移と予算実績差異の原因分析を行い、さらに期末日以降の業績と予算との乖離状況について月次管理資料の閲覧を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、丸八証券株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、丸八証券株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。